



宮 崎 県 公 報

平成19年12月26日（水曜日）号外 第 120 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

条 例

- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……（人事課）2
○職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正
する条例……（ " ）29
○職員の自己啓発等休業に関する条例……（ " ）44
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の

頁

- 一部を改正する条例……（行政経営課）49
○都市的施設その他の都市としての要件に関する
条例等の一部を改正する条例……（市町村課）69
○宮崎県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改
正する条例……（障害福祉課）73
○市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部
を改正する条例……（教育庁）76
○教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正
する条例……（ " ）83

本号で公布された条例のあらまし

◎ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第60号）

- 1 改正の理由及び主な内容
平成19年度の人事委員会勧告等を踏まえ、職員の給与改定を行うこととしました。
- 2 施行期日等
この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用することとしました。

◎ 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第61号）

- 1 改正の理由及び主な内容
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児のための短時間勤務制度を導入するため、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日等
この条例は、一部の規定を除き、平成20年4月1日から施行することとしました。

◎ 職員の自己啓発等休業に関する条例（条例第62号）

- 1 制定の理由及び主な内容
地方公務員法の一部改正に伴い、職員の自発的な大学等の課程の履修又は国際貢献活動を可能とする休業制度を創設するための条例の制定を行うこととしました。
- 2 施行期日等
この条例は、平成20年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第63号）

- 1 改正の理由及び主な内容
特定非営利活動法人の設立認証や工場立地法に基づく特定工場の設置等の届出など、知事の権限に属する事務の一部について、取扱いを希望する市町村に移譲するため、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日等
この条例は、平成20年4月1日から施行することとしました。

◎ 都市的施設その他の都市としての要件に関する条例等の一部を改正する条例（条例第64号）

- 1 改正の理由及び主な内容
学校教育法の一部改正に伴い、同法を引用する条例の文言を整理するため、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日等
この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

◎ 宮崎県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（条例第65号）

1 改正の理由及び主な内容

県が実施する心身障害者扶養共済制度について、掛金月額等の引き上げを行うこととしました。

2 施行期日等

この条例は、平成20年4月1日から施行することとしました。

◎ 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第66号）

1 改正の理由及び主な内容

平成19年度の人事委員会勧告等を踏まえ、市町村立学校職員の給与改定を行うこととしました。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用することとしました。

◎ 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例（条例第67号）

1 改正の理由及び主な内容

学校教育法の改正による特別支援学校の名称変更及び県立延岡わかあゆ支援学校高千穂校の開設に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日等

この条例は、平成20年4月1日から施行することとしました。

条 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第六十号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十九年宮崎県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条の三第三項中「六千円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち一人については六千五百円、」を「六千五百円（」に、「ない場合にあつては」を「ない場合にあつては、」に改める。

第五条の四第三項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第三号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となつた」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表 (第三条関係)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	135,600	185,800	222,900	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700
	2	136,700	187,600	224,800	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800
	3	137,900	189,400	226,700	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900
	4	139,000	191,200	228,500	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000
	5	140,100	192,800	230,200	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100
	6	141,200	194,600	232,100	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200
	7	142,300	196,400	234,000	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300
	8	143,400	198,200	235,800	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400
	9	144,500	200,000	237,700	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400
	10	145,900	201,800	239,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500
	11	147,200	203,600	241,500	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600
	12	148,500	205,400	243,400	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700
	13	149,800	207,000	245,300	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700
	14	151,300	208,900	247,200	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100
	15	152,800	210,800	249,000	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500
	16	154,400	212,700	250,800	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900
	17	155,700	214,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400
	18	157,200	216,500	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900
	19	158,700	218,400	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400
	20	160,200	220,300	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900
	21	161,600	222,000	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200
	22	164,300	223,900	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700
	23	166,900	225,800	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200
	24	169,500	227,700	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700
	25	172,200	229,500	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000
	26	173,900	231,300	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200
	27	175,600	233,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400
	28	177,300	234,900	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600
	29	178,800	236,500	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800
	30	180,600	238,000	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700
	31	182,400	239,500	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600
	32	184,200	241,000	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500
	33	185,800	242,500	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400
	34	187,300	244,000	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300
	35	188,800	245,500	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200
	36	190,300	247,100	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100
	37	191,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	539,000
	38	192,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	539,900
	39	194,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	540,800
	40	195,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	541,700

	41	196,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	542,600
	42	198,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200	
	43	199,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000	
	44	200,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800	
	45	202,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600	
	46	203,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100		
	47	204,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900		
	48	205,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700		
	49	207,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300		
	50	208,200	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100		
	51	209,300	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900		
	52	210,400	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700		
	53	211,600	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300		
	54	212,600	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100		
	55	213,600	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900		
	56	214,600	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700		
	57	215,600	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300		
	58	216,600	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100		
	59	217,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900		
	60	218,600	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700		
再任 用職 員以 外の 職員	61	219,600	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300		
	62	220,600	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200			
	63	221,600	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900			
	64	222,600	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600			
	65	223,400	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100			
	66	224,400	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800			
	67	225,400	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500			
	68	226,500	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200			
	69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700			
	70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400			
	71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100			
	72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800			
	73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300			
	74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000			
	75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700			
	76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400			
	77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900			
	78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200	426,600			
	79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900	427,300			
	80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600	428,000			
	81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100	428,500			
	82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800				
	83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500				
	84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200				
	85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700				

	86	240,100	296,400	345,300	386,800	404,400				
	87	240,800	296,800	345,800	387,400	405,100				
	88	241,500	297,200	346,300	388,000	405,800				
	89	242,300	297,500	346,700	388,700	406,300				
	90	242,800	297,900	347,200	389,300	407,000				
	91	243,300	298,300	347,700	389,900	407,700				
	92	243,800	298,700	348,200	390,500	408,400				
	93	244,100	298,900	348,500	391,200	408,900				
	94		299,300	349,000	391,800					
	95		299,700	349,500	392,400					
	96		300,100	350,000	393,000					
	97		300,300	350,300	393,700					
	98		300,700	350,800	394,300					
	99		301,100	351,300	394,900					
	100		301,500	351,800	395,500					
	101		301,700	352,100	396,200					
	102		302,100	352,500						
	103		302,500	352,900						
	104		302,900	353,300						
	105		303,100	353,800						
	106		303,500	354,200						
	107		303,900	354,600						
	108		304,300	355,000						
	109		304,500	355,500						
	110		304,900	355,900						
	111		305,300	356,300						
	112		305,700	356,700						
	113		305,900	357,200						
	114		306,300							
	115		306,700							
	116		307,100							
	117		307,300							
	118		307,600							
	119		307,900							
	120		308,200							
	121		308,600							
	122		308,900							
	123		309,200							
	124		309,500							
	125		309,900							
再任 用職 員		186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000	451,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、
第 9 条及び附則第 2 項に規定する職員を除く。

別表第二 公安職給料表 (第三条関係)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	158,100	173,600	200,200	240,100	292,100	320,100	349,700	386,300	429,800
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	294,400	322,400	352,000	388,500	431,700
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,700	324,700	354,300	390,700	433,600
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	299,000	327,000	356,600	392,900	435,500
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	301,100	329,400	358,700	395,100	437,300
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	303,400	331,700	360,900	397,200	439,200
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,700	334,000	363,100	399,300	441,100
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	308,000	336,300	365,300	401,400	443,000
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	310,100	338,400	367,500	403,300	444,700
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	312,400	340,700	369,700	405,400	446,500
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,700	343,000	371,900	407,500	448,300
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	317,000	345,300	374,100	409,600	450,100
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	319,100	347,400	376,300	411,500	451,700
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	321,400	349,600	378,500	413,600	453,500
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,700	351,800	380,700	415,700	455,300
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	326,000	354,000	382,900	417,800	457,100
	17	187,500	207,300	231,000	268,300	328,100	356,300	385,000	419,900	458,700
	18	189,900	209,200	232,800	270,200	330,400	358,400	387,100	421,800	460,500
	19	192,300	211,100	234,600	272,100	332,700	360,500	389,200	423,700	462,300
	20	194,700	213,000	236,400	274,000	335,000	362,600	391,300	425,600	464,100
	21	197,200	214,700	238,200	275,700	337,100	364,800	393,200	427,400	465,700
	22	199,000	216,500	239,700	277,600	339,200	366,900	395,300	429,100	467,500
	23	200,800	218,300	241,200	279,500	341,300	369,000	397,400	430,800	469,300
	24	202,600	220,100	242,700	281,400	343,400	371,100	399,500	432,500	471,100
	25	204,500	221,800	244,200	283,100	345,600	373,300	401,400	434,100	472,700
	26	206,300	223,500	245,800	285,300	347,700	375,400	403,500	435,700	474,200
	27	208,100	225,200	247,400	287,500	349,800	377,500	405,600	437,300	475,700
	28	209,900	226,900	249,000	289,700	351,900	379,600	407,700	438,900	477,200
	29	211,800	228,500	250,400	292,000	354,100	381,700	409,600	440,300	478,600
	30	213,600	230,300	251,800	294,000	356,200	383,800	411,500	442,000	479,400
	31	215,400	232,100	253,300	296,000	358,300	385,900	413,400	443,700	480,200
	32	217,200	233,900	254,800	298,000	360,400	388,000	415,300	445,400	481,000
	33	218,900	235,500	256,200	299,900	362,400	389,900	417,300	446,900	481,600
	34	220,600	237,100	257,700	301,800	364,500	392,000	419,000	448,600	482,400
	35	222,300	238,700	259,200	303,700	366,600	394,100	420,700	450,300	483,200
	36	224,000	240,300	260,700	305,600	368,700	396,200	422,400	452,000	484,000
	37	225,600	241,800	262,100	307,600	370,700	398,100	424,000	453,500	484,600
	38	227,400	243,300	263,600	309,500	372,800	399,700	425,500	454,300	485,400
	39	229,200	244,800	265,100	311,400	374,900	401,300	427,000	455,100	486,200
	40	231,000	246,300	266,600	313,300	377,000	402,900	428,500	455,900	487,000
	41	232,600	247,800	268,000	315,200	379,000	404,400	430,100	456,500	487,600
	42	234,100	249,200	269,700	317,100	381,100	405,600	431,400	457,200	488,400
	43	235,600	250,700	271,400	319,000	383,200	406,800	432,700	457,900	489,200
	44	237,100	252,200	273,000	320,900	385,300	408,000	434,000	458,600	490,000
	45	238,600	253,600	274,500	322,800	387,200	409,300	435,300	459,400	490,600
	46	239,900	255,100	276,200	324,700	389,000	410,500	436,100	460,100	

	47	241,200	256,600	277,900	326,600	390,800	411,700	436,900	460,800
	48	242,500	258,100	279,600	328,500	392,600	412,900	437,700	461,500
	49	243,600	259,500	281,400	330,300	394,400	414,200	438,400	462,200
	50	245,000	261,000	283,100	332,000	395,600	415,000	439,200	462,900
	51	246,500	262,500	284,800	333,700	396,800	415,800	440,000	463,600
	52	248,000	264,000	286,500	335,400	398,000	416,600	440,800	464,300
	53	249,400	265,300	288,200	337,100	399,300	417,300	441,400	465,000
	54	250,900	267,000	290,000	338,900	400,500	418,000	442,100	465,700
	55	252,400	268,700	291,800	340,700	401,700	418,700	442,800	466,400
	56	253,900	270,300	293,600	342,500	402,900	419,400	443,500	467,100
	57	255,300	271,700	295,200	344,100	404,200	420,200	444,200	467,800
	58	256,600	273,400	297,000	345,800	405,000	420,800	444,900	468,500
	59	257,900	275,100	298,800	347,500	405,800	421,400	445,600	469,200
	60	259,200	276,800	300,600	349,200	406,600	422,000	446,300	469,900
	61	260,500	278,400	302,200	350,900	407,300	422,600	447,000	470,600
	62	261,900	280,000	304,000	352,600	408,000	423,200	447,600	
	63	263,300	281,600	305,800	354,300	408,700	423,800	448,200	
	64	264,700	283,200	307,600	356,000	409,400	424,400	448,800	
	65	266,100	284,800	309,200	357,700	409,900	425,000	449,500	
	66	267,500	286,300	310,900	359,300	410,600	425,600	450,100	
	67	268,900	287,800	312,600	360,900	411,300	426,200	450,700	
	68	270,300	289,300	314,300	362,500	412,000	426,800	451,300	
	69	271,500	290,900	315,900	364,000	412,500	427,400	452,000	
	70	272,900	292,500	317,400	365,500	413,100	428,000	452,600	
	71	274,300	294,100	318,900	367,000	413,700	428,600	453,200	
	72	275,700	295,700	320,400	368,500	414,300	429,200	453,800	
	73	277,200	297,100	321,700	370,000	414,900	429,800	454,500	
	74	278,600	298,600	323,400	371,500	415,500	430,400	455,100	
	75	280,000	300,100	325,100	373,000	416,100	431,000	455,700	
	76	281,400	301,600	326,800	374,500	416,700	431,600	456,300	
	77	282,600	302,900	328,600	375,900	417,300	432,200	457,000	
	78	283,800	304,400	330,300	377,100	417,900	432,800	457,600	
	79	285,000	305,900	332,000	378,300	418,500	433,400	458,200	
	80	286,200	307,400	333,700	379,500	419,100	434,000	458,800	
	81	287,500	308,900	335,400	380,800	419,700	434,600	459,500	
	82	288,800	310,300	337,100	382,000	420,300	435,200		
	83	290,100	311,700	338,800	383,200	420,900	435,800		
	84	291,400	313,100	340,500	384,400	421,500	436,400		
	85	292,800	314,500	342,200	385,700	422,100	437,000		
	86	294,000	316,000	343,800	386,300	422,700	437,600		
	87	295,200	317,500	345,400	386,900	423,300	438,200		
	88	296,400	319,000	347,000	387,500	423,900	438,800		
	89	297,600	320,500	348,500	388,200	424,500	439,400		
	90	298,800	322,000	350,000	388,800	425,100			
	91	300,000	323,500	351,500	389,400	425,700			
	92	301,200	325,000	353,000	390,000	426,300			
	93	302,200	326,300	354,500	390,500	426,900			
	94	303,500	327,700	356,000	391,100	427,500			
	95	304,800	329,100	357,500	391,700	428,100			
	96	306,100	330,500	359,000	392,300	428,700			
	97	307,200	332,000	360,400	392,800	429,300			
	98	308,400	333,400	361,600	393,400	429,900			
	99	309,600	334,800	362,800	394,000	430,500			

再任
用職
員以
外の
職員

100	310,800	336,200	364,000	394,600	431,100				
101	312,000	337,700	365,300	395,100	431,700				
102	313,100	339,000	366,500	395,700					
103	314,200	340,300	367,700	396,300					
104	315,300	341,600	368,900	396,900					
105	316,300	342,800	370,200	397,400					
106	317,000	343,900	370,800	397,900					
107	317,700	345,000	371,400	398,400					
108	318,400	346,100	372,000	398,900					
109	319,100	347,300	372,700	399,300					
110	319,800	348,300	373,300	399,800					
111	320,500	349,300	373,900	400,300					
112	321,200	350,300	374,500	400,800					
113	322,000	351,400	375,000	401,200					
114	322,800	352,400	375,600	401,700					
115	323,600	353,400	376,200	402,200					
116	324,400	354,400	376,800	402,700					
117	325,000	355,500	377,300	403,100					
118	325,800	356,100	377,900	403,600					
119	326,600	356,700	378,500	404,100					
120	327,400	357,300	379,100	404,600					
121	328,100	357,800	379,500	405,000					
122	328,600	358,300	380,100	405,500					
123	329,100	358,800	380,700	406,000					
124	329,600	359,300	381,300	406,500					
125	329,900	359,800	381,800	406,900					
126		360,300	382,300	407,400					
127		360,800	382,800	407,900					
128		361,300	383,300	408,400					
129		361,800	383,600	408,800					
130		362,300	384,100	409,300					
131		362,800	384,600	409,800					
132		363,300	385,100	410,300					
133		363,800	385,400	410,700					
134		364,300	385,900						
135		364,800	386,400						
136		365,300	386,900						
137		365,600	387,200						
138		366,100	387,700						
139		366,600	388,200						
140		367,100	388,700						
141		367,400	389,000						
142		367,900							
143		368,400							
144		368,900							
145		369,200							
再任 用職 員	240,600	252,500	256,800	293,100	310,500	325,200	349,700	386,300	419,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三 教育職給料表 (第三条関係)

イ 教育職給料表(-)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	204,600	265,400	317,000	409,100
	2	206,800	268,500	320,500	411,600
	3	209,000	271,600	324,000	414,100
	4	211,200	274,700	327,500	416,600
	5	213,300	277,800	331,100	419,200
	6	215,500	280,600	334,600	421,700
	7	217,700	283,400	338,100	424,200
	8	219,900	286,100	341,600	426,700
	9	222,200	288,900	345,200	429,000
	10	224,600	291,800	348,500	431,500
	11	227,000	294,700	351,800	434,000
	12	229,400	297,600	355,100	436,500
	13	231,700	300,400	358,400	438,800
	14	234,100	303,000	361,000	441,200
	15	236,500	305,600	363,600	443,600
	16	238,900	308,200	366,200	446,000
	17	241,100	310,700	368,900	448,500
	18	244,200	313,500	371,200	450,900
	19	247,300	316,300	373,500	453,300
	20	250,400	319,100	375,800	455,700
	21	253,500	321,700	378,000	458,200
	22	256,600	324,500	380,100	460,600
	23	259,700	327,300	382,200	463,000
	24	262,800	330,100	384,300	465,400
	25	265,800	332,700	386,300	467,900
	26	268,800	335,200	388,200	470,300
	27	271,800	337,700	390,100	472,700
	28	274,800	340,200	392,000	475,100
	29	277,800	342,600	394,000	477,500
	30	280,500	344,800	395,800	479,900
	31	283,200	347,000	397,600	482,300
	32	285,900	349,200	399,400	484,700
	33	288,700	351,500	401,300	487,100
	34	291,600	353,800	403,100	489,400
	35	294,500	356,100	404,900	491,700
	36	297,400	358,400	406,700	494,000
	37	300,300	360,500	408,300	496,300
	38	302,600	362,600	410,000	498,300
	39	304,900	364,700	411,700	500,300
	40	307,200	366,800	413,400	502,300

再任 用職 員以 外の 職員	41	309,400	368,800	415,100	504,400
	42	310,600	370,700	416,800	506,300
	43	311,800	372,600	418,500	508,200
	44	313,000	374,500	420,200	510,100
	45	314,100	376,500	421,700	512,100
	46	315,300	378,300	423,300	514,000
	47	316,500	380,100	424,900	515,900
	48	317,700	381,900	426,500	517,800
	49	318,700	383,800	428,100	519,800
	50	319,800	385,600	429,400	521,700
	51	320,900	387,400	430,700	523,600
	52	322,000	389,200	432,000	525,500
	53	323,200	390,800	433,200	527,500
	54	324,300	392,400	434,300	529,200
	55	325,400	394,000	435,400	530,900
	56	326,500	395,600	436,500	532,600
	57	327,600	397,000	437,700	534,400
	58	328,700	398,500	438,800	535,700
	59	329,800	400,000	439,900	537,000
	60	330,900	401,500	441,000	538,300
	61	332,000	402,900	442,100	539,600
	62	333,100	404,400	443,200	540,600
	63	334,200	405,900	444,300	541,600
	64	335,300	407,400	445,400	542,600
	65	336,300	408,800	446,400	543,400
	66	337,400	410,000	447,400	544,300
	67	338,500	411,200	448,400	545,200
	68	339,600	412,400	449,400	546,100
	69	340,600	413,600	450,500	547,000
	70	341,700	414,600	451,500	547,900
	71	342,800	415,600	452,500	548,800
	72	343,900	416,600	453,500	549,700
	73	344,800	417,600	454,600	550,600
	74	345,800	418,500	455,600	551,500
	75	346,800	419,400	456,600	552,400
	76	347,800	420,300	457,600	553,300
	77	348,900	421,000	458,600	554,200
	78	349,900	421,600	459,300	
	79	350,900	422,200	460,000	
	80	351,900	422,800	460,700	
	81	352,900	423,400	461,500	
	82	353,900	424,000	462,200	
	83	354,900	424,600	462,900	
	84	355,900	425,200	463,600	
	85	356,800	425,700	464,100	
	86	357,500	426,300	464,800	
	87	358,200	426,900	465,500	

	88	358,900	427,500	466,200	
	89	359,700	428,000	466,700	
	90	360,300	428,600		
	91	360,900	429,200		
	92	361,500	429,800		
	93	362,100	430,200		
	94	362,600	430,700		
	95	363,100	431,200		
	96	363,600	431,700		
	97	364,200	432,300		
	98	364,700	432,800		
	99	365,200	433,300		
	100	365,700	433,800		
	101	366,300	434,400		
	102	366,800	434,900		
	103	367,300	435,400		
	104	367,800	435,900		
	105	368,400	436,500		
	106	368,900			
	107	369,400			
	108	369,900			
	109	370,500			
	110	371,000			
	111	371,500			
	112	372,000			
	113	372,600			
	114	373,100			
	115	373,600			
	116	374,100			
	117	374,600			
	118	375,100			
	119	375,600			
	120	376,100			
	121	376,600			
	122	377,100			
	123	377,600			
	124	378,100			
	125	378,600			
	126	379,100			
	127	379,600			
	128	380,100			
	129	380,600			
	指定 1				728,000
	指定 2				784,000
	指定 3				843,000
再任 用職 員		287,200	299,500	322,500	409,100

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、助教、講師、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用し、4級の指定1号給から指定3号給までは、学長のみに適用する。

ロ 教育職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	148,800	192,800	331,500	424,900
	2	150,300	194,500	333,800	426,800
	3	151,800	196,200	336,100	428,700
	4	153,300	197,900	338,400	430,600
	5	154,900	199,700	340,700	432,500
	6	156,800	201,400	343,000	434,400
	7	158,600	203,100	345,300	436,300
	8	160,400	204,800	347,600	438,200
	9	162,200	206,600	349,800	440,000
	10	164,300	208,500	352,000	441,900
	11	166,300	210,400	354,200	443,800
	12	168,300	212,300	356,400	445,700
	13	170,300	214,000	358,600	447,500
	14	172,500	216,000	360,700	449,400
	15	174,700	218,000	362,800	451,300
	16	176,900	220,000	364,900	453,200
	17	179,200	221,900	366,900	455,000
	18	181,800	224,600	368,900	456,900
	19	184,300	227,300	370,900	458,800
	20	186,800	230,000	372,900	460,700
	21	189,300	232,800	375,000	462,500
	22	191,000	235,700	377,000	464,400
	23	192,700	238,600	379,000	466,300
	24	194,400	241,500	381,000	468,200
	25	195,900	244,300	382,900	470,000
	26	197,600	247,100	384,900	471,700
	27	199,300	249,900	386,900	473,400
	28	201,000	252,700	388,900	475,100
	29	202,500	255,500	390,800	476,900
	30	204,200	258,100	392,800	478,600
	31	205,900	260,700	394,800	480,300
	32	207,600	263,300	396,800	482,000
	33	209,200	265,900	398,700	483,700
	34	211,000	268,500	400,500	484,700
	35	212,800	271,100	402,300	485,700
	36	214,600	273,700	404,100	486,700
	37	216,300	276,300	405,700	487,800
	38	218,100	278,900	407,300	
	39	219,900	281,500	408,900	
	40	221,700	284,100	410,500	
	41	223,600	286,600	412,200	
	42	225,400	289,200	413,800	
	43	227,200	291,700	415,400	
	44	229,000	294,200	417,000	

	45	230,900	296,500	418,700
	46	232,600	299,200	420,300
	47	234,300	301,900	421,900
	48	236,000	304,600	423,500
	49	237,600	307,100	425,200
	50	239,300	309,600	426,800
	51	241,000	312,100	428,400
	52	242,700	314,600	430,000
	53	244,300	317,000	431,700
	54	246,000	319,200	433,300
	55	247,700	321,400	434,900
	56	249,400	323,600	436,500
	57	251,000	325,900	438,200
	58	252,600	328,100	439,800
	59	254,200	330,300	441,400
	60	255,800	332,500	443,000
	61	257,400	334,700	444,700
	62	259,000	336,900	446,300
	63	260,600	339,100	447,900
	64	262,100	341,300	449,500
	65	263,600	343,500	451,200
	66	265,300	345,700	452,800
	67	267,000	347,900	454,400
	68	268,700	350,100	456,000
	69	270,200	352,100	457,600
	70	271,700	354,200	459,200
	71	273,200	356,300	460,800
	72	274,700	358,400	462,400
	73	276,000	360,400	463,900
	74	277,400	362,400	464,900
	75	278,800	364,400	465,900
再任	76	280,200	366,400	466,900
用職	77	281,600	368,400	467,700
員以	78	282,800	370,100	
外の	79	284,000	371,800	
職員	80	285,200	373,500	
	81	286,500	375,200	
	82	287,700	376,700	
	83	288,900	378,200	
	84	290,100	379,700	
	85	291,400	381,200	
	86	292,600	382,700	
	87	293,800	384,200	
	88	295,000	385,700	

89	296,200	387,200
90	297,400	388,600
91	298,600	390,000
92	299,800	391,400
93	300,800	392,900
94	302,000	394,200
95	303,200	395,500
96	304,400	396,800
97	305,400	398,200
98	306,500	399,300
99	307,600	400,400
100	308,700	401,500
101	309,600	402,600
102	310,700	403,700
103	311,800	404,800
104	312,900	405,900
105	313,800	406,800
106	314,700	407,800
107	315,600	408,800
108	316,500	409,800
109	317,500	410,700
110	318,100	411,600
111	318,700	412,500
112	319,300	413,400
113	320,000	414,100
114	320,500	414,900
115	321,000	415,700
116	321,500	416,500
117	322,100	417,300
118	322,600	418,100
119	323,100	418,900
120	323,600	419,700
121	324,200	420,500
122	324,700	421,000
123	325,200	421,500
124	325,700	422,000
125	326,300	422,400
126	326,700	422,900
127	327,100	423,400
128	327,500	423,900
129	327,800	424,300
130	328,200	424,800
131	328,600	425,300
132	329,000	425,800

	133	329,200	426,200		
	134	329,500	426,700		
	135	329,800	427,200		
	136	330,100	427,700		
	137	330,500	428,100		
	138	330,800			
	139	331,100			
	140	331,400			
	141	331,700			
	142	332,000			
	143	332,300			
	144	332,600			
	145	332,900			
	146	333,200			
	147	333,500			
	148	333,800			
	149	334,000			
	150	334,300			
	151	334,600			
	152	334,900			
	153	335,100			
	154	335,400			
	155	335,700			
	156	336,000			
	157	336,200			
	158	336,500			
	159	336,800			
	160	337,100			
	161	337,300			
	162	337,600			
	163	337,900			
	164	338,200			
	165	338,400			
	166	338,700			
	167	339,000			
	168	339,300			
	169	339,500			
	170	339,800			
	171	340,100			
	172	340,400			
	173	340,600			
再任用職員		235,300	279,400	338,200	424,900

備考(一) この表は、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第四 研究職給料表（第三条関係）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	135,700	185,100	275,300	332,900	393,300
	2	136,800	187,500	278,100	335,100	396,200
	3	138,000	189,900	280,900	337,300	399,100
	4	139,100	192,300	283,700	339,500	402,000
	5	140,200	194,800	286,300	341,500	404,700
	6	141,500	197,100	289,100	343,600	407,600
	7	142,800	199,400	291,900	345,700	410,500
	8	144,100	201,700	294,700	347,800	413,400
	9	145,200	203,800	297,300	349,900	416,100
	10	146,900	206,100	300,100	352,000	418,900
	11	148,500	208,400	302,900	354,100	421,700
	12	150,100	210,700	305,700	356,200	424,500
	13	151,600	212,900	308,300	358,300	427,400
	14	153,500	215,300	311,100	360,300	430,200
	15	155,400	217,700	313,900	362,300	433,000
	16	157,400	220,100	316,700	364,300	435,800
	17	159,200	222,400	319,300	366,200	438,700
	18	161,300	225,300	321,600	368,200	441,500
	19	163,500	228,200	323,900	370,200	444,300
	20	165,600	231,100	326,200	372,200	447,100
	21	167,800	233,800	328,600	374,100	450,000
	22	170,200	236,600	330,700	376,100	452,700
	23	172,500	239,400	332,800	378,100	455,400
	24	174,800	242,200	334,900	380,100	458,100
	25	176,900	245,100	337,100	382,000	460,900
	26	179,000	247,800	339,000	384,000	463,500
	27	181,100	250,500	340,900	386,000	466,100
	28	183,200	253,200	342,800	388,000	468,700
	29	185,200	256,000	344,800	389,900	471,300
	30	187,000	258,400	346,500	391,900	473,900
	31	188,800	260,800	348,200	393,900	476,500
	32	190,600	263,200	349,900	395,900	479,100
	33	192,400	265,400	351,400	397,700	481,500
	34	194,300	267,900	352,900	399,500	484,000
	35	196,200	270,400	354,400	401,300	486,500
	36	198,100	272,900	355,900	403,100	489,000
	37	199,800	275,200	357,300	404,800	491,600
	38	201,700	277,100	358,700	406,400	494,100

再任 用職 員以 外の 職員	39	203,600	279,000	360,100	408,000	496,600
	40	205,500	280,900	361,500	409,600	499,100
	41	207,500	282,600	362,700	411,200	501,700
	42	209,400	283,900	364,000	412,800	504,000
	43	211,300	285,200	365,300	414,400	506,300
	44	213,200	286,500	366,600	416,000	508,600
	45	215,100	287,500	367,900	417,600	510,700
	46	217,100	288,800	369,200	419,200	512,300
	47	219,100	290,100	370,500	420,800	513,900
	48	221,100	291,400	371,800	422,400	515,500
	49	222,900	292,800	372,900	423,800	517,200
	50	224,900	294,100	374,200	425,300	518,700
	51	226,900	295,400	375,500	426,800	520,200
	52	228,900	296,700	376,800	428,300	521,700
	53	230,700	297,900	377,900	429,800	523,000
	54	232,700	299,200	379,000	431,200	524,200
	55	234,700	300,500	380,100	432,600	525,400
	56	236,700	301,800	381,200	434,000	526,600
	57	238,600	302,900	382,100	435,200	527,800
	58	240,100	304,100	383,000	436,600	528,800
	59	241,600	305,300	383,900	438,000	529,800
	60	243,100	306,500	384,800	439,400	530,800
	61	244,500	307,600	385,500	440,600	531,900
	62	245,900	308,700	386,400	441,600	532,800
	63	247,300	309,800	387,300	442,600	533,700
	64	248,700	310,900	388,200	443,600	534,600
	65	250,200	312,100	388,900	444,500	535,600
	66	251,600	313,200	389,700	445,400	536,500
	67	253,000	314,300	390,500	446,300	537,400
	68	254,400	315,400	391,300	447,200	538,300
	69	255,700	316,600	392,100	447,900	539,300
	70	257,200	317,700	392,800	448,800	540,200
	71	258,700	318,800	393,500	449,700	541,100
	72	260,200	319,900	394,200	450,600	542,000
	73	261,600	321,000	395,000	451,300	543,000
	74	263,000	322,100	395,700		
	75	264,400	323,200	396,400		
	76	265,800	324,300	397,100		
	77	267,000	325,400	397,900		
	78	268,300	326,400	398,600		
	79	269,600	327,400	399,300		
	80	270,900	328,400	400,000		
	81	272,300	329,500	400,700		
	82	273,600	330,300	401,400		

	83	274,900	331,100	402,100		
	84	276,200	331,900	402,800		
	85	277,400	332,800	403,400		
	86	278,700	333,400	404,100		
	87	280,000	334,000	404,800		
	88	281,300	334,600	405,500		
	89	282,400	335,000	406,100		
	90	283,600	335,600	406,800		
	91	284,800	336,200	407,500		
	92	286,000	336,800	408,200		
	93	287,100	337,200	408,800		
	94	288,100	337,700	409,500		
	95	289,100	338,200	410,200		
	96	290,100	338,700	410,900		
	97	290,900	339,300	411,500		
	98	291,800	339,800	412,200		
	99	292,700	340,300	412,900		
	100	293,600	340,800	413,600		
	101	294,500	341,400	414,200		
	102	295,200	341,900	414,900		
	103	295,900	342,400	415,600		
	104	296,600	342,900	416,300		
	105	297,400	343,500	416,900		
	106	297,900	344,000			
	107	298,400	344,500			
	108	298,900	345,000			
	109	299,400	345,600			
	110	299,800	346,100			
	111	300,200	346,600			
	112	300,600	347,100			
	113	301,000	347,700			
	114	301,400	348,200			
	115	301,800	348,700			
	116	302,200	349,200			
	117	302,600	349,800			
	118	303,000	350,300			
	119	303,400	350,800			
	120	303,800	351,300			
	121	304,100	351,900			
再任 用職 員		216,900	262,600	288,800	332,900	393,300

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五 医療職給料表 (第三条関係)

イ 医療職給料表(-)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	237,700	323,400	390,600	467,100
	2	240,200	326,500	393,500	469,400
	3	242,700	329,600	396,400	471,700
	4	245,200	332,700	399,300	474,000
	5	247,600	335,600	402,000	476,300
	6	251,400	338,900	404,800	478,500
	7	255,200	342,200	407,600	480,700
	8	259,000	345,500	410,400	482,900
	9	262,600	348,600	413,000	485,200
	10	266,600	351,800	415,700	487,300
	11	270,600	355,000	418,400	489,400
	12	274,600	358,200	421,100	491,500
	13	278,500	361,300	423,600	493,600
	14	282,500	365,000	426,100	495,700
	15	286,500	368,700	428,600	497,800
	16	290,500	372,400	431,100	499,900
	17	294,300	376,000	433,400	502,000
	18	297,900	378,800	435,800	504,000
	19	301,500	381,600	438,200	506,000
	20	305,100	384,400	440,600	508,000
	21	308,800	387,300	442,900	509,800
	22	312,600	389,900	445,300	511,700
	23	316,300	392,500	447,700	513,600
	24	320,000	395,100	450,100	515,500
	25	323,600	397,500	452,400	517,200
	26	326,500	399,800	454,700	519,000
	27	329,300	402,100	457,000	520,800
	28	332,100	404,400	459,300	522,600
	29	335,000	406,800	461,500	524,500
	30	337,400	408,900	463,800	526,300
	31	339,800	411,000	466,100	528,100
	32	342,200	413,100	468,400	529,900
	33	344,600	415,300	470,500	531,700
	34	347,100	417,300	472,600	533,500
	35	349,600	419,300	474,700	535,300
	36	352,100	421,300	476,800	537,100
	37	354,500	423,400	478,900	538,800
	38	356,900	425,400	480,700	540,400
	39	359,300	427,400	482,500	542,000
	40	361,700	429,400	484,300	543,600
	41	364,000	431,500	486,000	545,200
	42	365,500	433,300	487,800	546,600
	43	367,000	435,100	489,600	548,000
	44	368,500	436,900	491,400	549,400
	45	370,100	438,800	493,000	550,600
	46	371,600	440,600	494,800	551,600
	47	373,100	442,400	496,600	552,600
	48	374,600	444,200	498,400	553,600

再任 用職 員以 外の 職員	49	375,900	446,100	500,000	554,700
	50	376,900	447,900	501,300	555,600
	51	377,900	449,700	502,600	556,500
	52	378,900	451,500	503,900	557,400
	53	380,000	453,400	505,200	558,300
	54	380,900	454,600	506,500	559,200
	55	381,800	455,800	507,800	560,100
	56	382,700	457,000	509,100	561,000
	57	383,700	458,200	510,300	561,900
	58	384,600	459,200	511,200	562,800
	59	385,500	460,200	512,100	563,700
	60	386,400	461,200	513,000	564,600
	61	387,300	462,100	513,900	565,500
	62	387,800	462,800	514,800	566,400
	63	388,300	463,500	515,700	567,300
	64	388,800	464,200	516,600	568,200
	65	389,100	464,900	517,500	569,100
	66		465,600	518,400	
	67		466,300	519,300	
	68		467,000	520,200	
	69		467,500	521,100	
	70		468,200	522,000	
	71		468,900	522,900	
	72		469,600	523,800	
	73		470,100	524,600	
	74		470,800	525,500	
	75		471,500	526,400	
	76		472,200	527,300	
	77		472,700	528,100	
	78		473,300	529,000	
	79		473,900	529,900	
	80		474,500	530,800	
	81		475,100	531,600	
	82		475,700	532,500	
	83		476,300	533,400	
	84		476,900	534,300	
	85		477,400	535,100	
	86		478,000	536,000	
	87		478,600	536,900	
	88		479,200	537,800	
	89		479,700	538,600	
	90		480,300		
	91		480,900		
	92		481,500		
	93		482,000		
	94		482,600		
	95		483,200		
	96		483,800		
	97		484,300		
再任 用職 員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考 この表は、保健所、肢体不自由児施設等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	280,200	329,200	376,900
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	282,400	331,400	379,600
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,600	333,600	382,300
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,800	335,800	385,000
	5	145,700	184,500	220,000	248,300	289,000	338,000	387,600
	6	147,500	186,100	221,700	249,900	291,200	340,200	390,300
	7	149,200	187,700	223,400	251,500	293,400	342,400	393,000
	8	150,900	189,300	225,100	253,100	295,600	344,600	395,700
	9	152,600	190,900	226,800	254,700	297,700	346,600	398,300
	10	154,300	192,600	228,600	256,300	299,900	348,800	400,800
	11	156,000	194,300	230,400	257,800	302,100	351,000	403,300
	12	157,800	196,000	232,100	259,300	304,300	353,200	405,800
	13	159,300	197,600	233,900	260,800	306,600	355,200	408,100
	14	161,200	199,200	235,500	262,700	308,700	357,300	410,300
	15	163,200	200,800	237,100	264,600	310,800	359,400	412,500
	16	165,100	202,400	238,700	266,500	312,900	361,500	414,700
	17	167,000	204,000	240,300	268,200	315,100	363,500	416,800
	18	168,900	205,700	241,900	270,100	317,200	365,600	418,900
	19	170,800	207,400	243,500	272,000	319,300	367,700	421,000
	20	172,700	209,100	245,100	273,900	321,400	369,800	423,100
	21	174,600	210,600	246,700	275,700	323,600	371,700	425,000
	22	176,100	212,200	248,300	277,600	325,600	373,800	426,600
	23	177,600	213,800	249,800	279,500	327,600	375,900	428,200
	24	179,100	215,400	251,300	281,400	329,600	378,000	429,800
	25	180,700	217,000	252,800	283,400	331,700	379,900	431,400
	26	182,200	218,600	254,500	285,300	333,700	381,800	432,700
	27	183,700	220,200	256,200	287,200	335,700	383,700	434,000
	28	185,200	221,800	257,900	289,100	337,700	385,600	435,300
	29	186,800	223,400	259,600	291,100	339,700	387,400	436,700
	30	188,100	225,100	261,400	293,000	341,600	389,200	438,000
	31	189,400	226,800	263,200	294,900	343,500	391,000	439,300
	32	190,700	228,500	265,000	296,800	345,400	392,800	440,600
	33	192,100	230,300	266,600	298,600	347,200	394,400	442,000
	34	193,500	231,900	268,400	300,400	349,100	395,700	443,300
	35	194,900	233,500	270,200	302,200	351,000	397,000	444,600
	36	196,300	235,100	272,000	304,000	352,900	398,300	445,900

再任 用職 員以 外の 職員	37	197,500	236,800	273,700	305,700	354,700	399,400	447,300
	38	198,800	238,400	275,400	307,400	356,400	400,600	448,100
	39	200,100	240,000	277,100	309,100	358,100	401,800	448,900
	40	201,400	241,600	278,800	310,800	359,800	403,000	449,700
	41	202,600	243,100	280,500	312,600	361,400	404,100	450,300
	42	203,800	244,600	282,200	314,300	362,700	404,900	451,100
	43	205,000	246,100	283,900	316,000	364,000	405,700	451,900
	44	206,200	247,600	285,600	317,700	365,300	406,500	452,700
	45	207,500	249,000	287,300	319,200	366,600	407,100	453,300
	46	208,600	250,600	289,000	320,800	367,800	407,800	454,100
	47	209,700	252,200	290,700	322,400	369,000	408,500	454,900
	48	210,800	253,800	292,400	324,000	370,200	409,200	455,700
	49	211,900	255,400	293,900	325,500	371,400	410,000	456,300
	50	212,900	256,800	295,500	326,800	372,400	410,700	457,100
	51	213,900	258,200	297,100	328,100	373,400	411,400	457,900
	52	214,900	259,600	298,700	329,400	374,400	412,100	458,700
	53	215,900	260,900	300,100	330,500	375,200	412,800	459,300
	54	216,900	262,300	301,600	331,600	376,100	413,500	
	55	217,900	263,700	303,100	332,700	377,000	414,200	
	56	218,900	265,100	304,600	333,800	377,900	414,900	
	57	219,900	266,300	306,200	334,700	378,700	415,500	
	58	220,800	267,600	307,600	335,700	379,500	416,200	
	59	221,700	268,900	309,000	336,700	380,300	416,900	
	60	222,600	270,200	310,400	337,700	381,100	417,600	
	61	223,600	271,300	311,700	338,500	381,700	418,100	
	62	224,600	272,600	313,000	339,200	382,400	418,800	
	63	225,600	273,900	314,300	339,900	383,100	419,500	
	64	226,700	275,200	315,600	340,600	383,800	420,200	
	65	227,400	276,400	317,000	341,300	384,400	420,700	
	66	228,300	277,500	317,800	342,000	385,100		
	67	229,200	278,600	318,600	342,700	385,800		
	68	230,100	279,700	319,400	343,400	386,500		
	69	230,800	280,800	320,300	344,100	387,000		
	70	231,500	281,900	321,100	344,700	387,600		
	71	232,200	283,000	321,900	345,300	388,200		
	72	232,900	284,100	322,700	345,900	388,800		
	73	233,700	285,200	323,500	346,400	389,500		
	74	234,500	286,000	324,100	347,000	390,100		
	75	235,300	286,800	324,700	347,600	390,700		
	76	236,100	287,600	325,300	348,200	391,300		

77	236,700	288,400	326,000	348,700	392,000		
78	237,300	289,000	326,500	349,200	392,600		
79	237,900	289,600	327,000	349,700	393,200		
80	238,500	290,200	327,500	350,200	393,800		
81	239,000	290,900	328,100	350,600	394,500		
82	239,400	291,400	328,600	351,000	395,100		
83	239,800	291,900	329,100	351,400	395,700		
84	240,200	292,400	329,600	351,800	396,300		
85	240,700	292,800	330,200	352,300	397,000		
86		293,100	330,600	352,700	397,600		
87		293,400	331,000	353,100	398,200		
88		293,700	331,400	353,500	398,800		
89		294,100	331,900	354,000	399,500		
90		294,400	332,300	354,400	400,100		
91		294,700	332,700	354,800	400,700		
92		295,000	333,100	355,200	401,300		
93		295,400	333,600	355,700	402,000		
94		295,700	334,000	356,100			
95		296,000	334,400	356,500			
96		296,300	334,800	356,900			
97		296,700	335,000	357,400			
98		297,000	335,400	357,800			
99		297,300	335,800	358,200			
100		297,600	336,200	358,600			
101		298,000	336,400	359,100			
102		298,300	336,800	359,500			
103		298,600	337,200	359,900			
104		298,900	337,600	360,300			
105		299,200	337,800	360,800			
106			338,200				
107			338,600				
108			339,000				
109			339,200				
110			339,600				
111			340,000				
112			340,400				
113			340,600				
再任 用職 員	187,800	214,800	247,200	260,800	287,300	329,200	373,100

備考 この表は、保健所、肢体不自由児施設、食肉衛生検査所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	286,100	332,700
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	288,100	334,900
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	290,100	337,100
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	292,100	339,300
	5	159,000	188,900	236,300	259,800	293,900	341,500
	6	160,500	191,300	237,800	261,200	295,800	343,700
	7	162,000	193,600	239,300	262,600	297,700	345,900
	8	163,500	195,900	240,800	264,000	299,600	348,100
	9	164,800	198,300	242,200	265,500	301,600	350,100
	10	166,500	199,700	243,600	266,900	303,500	352,200
	11	168,100	201,100	245,000	268,500	305,400	354,300
	12	169,700	202,500	246,400	270,100	307,300	356,400
	13	171,200	203,900	247,700	271,700	309,100	358,600
	14	173,200	205,400	249,000	273,300	310,900	360,700
	15	175,200	206,900	250,300	274,900	312,700	362,800
	16	177,200	208,400	251,600	276,500	314,500	364,900
	17	179,400	209,800	252,800	278,100	316,400	367,100
	18	181,500	211,300	254,200	279,600	318,100	369,200
	19	183,600	212,800	255,600	281,100	319,800	371,300
	20	185,700	214,300	256,900	282,600	321,500	373,400
	21	187,800	215,700	258,200	284,200	323,200	375,600
	22	190,000	217,400	259,600	285,800	324,800	377,800
	23	192,200	219,100	261,000	287,400	326,400	380,000
	24	194,400	220,800	262,400	289,000	328,000	382,200
	25	196,500	222,300	263,900	290,400	329,700	384,200
	26	197,800	224,000	265,500	292,200	331,300	386,200
	27	199,100	225,700	267,100	294,000	332,900	388,200
	28	200,400	227,400	268,700	295,800	334,500	390,200
	29	201,600	229,200	270,300	297,400	336,200	392,200
	30	202,900	230,700	271,900	299,100	337,800	394,100
	31	204,200	232,200	273,500	300,800	339,400	396,000
	32	205,500	233,700	275,100	302,500	341,000	397,900
	33	206,800	235,200	276,700	304,000	342,700	399,600
	34	208,100	236,600	278,200	305,600	344,300	401,400
	35	209,400	238,000	279,700	307,200	345,900	403,200
	36	210,700	239,400	281,200	308,800	347,500	405,000
	37	212,100	240,700	282,800	310,400	349,200	406,900
	38	213,500	242,000	284,300	312,000	350,800	408,700
	39	214,900	243,300	285,800	313,600	352,400	410,500
	40	216,300	244,600	287,300	315,200	354,000	412,300

41	217,500	245,800	288,900	316,800	355,600	414,000
42	218,900	247,100	290,500	318,300	357,200	415,700
43	220,300	248,400	292,100	319,800	358,800	417,400
44	221,700	249,700	293,700	321,300	360,400	419,100
45	223,100	251,000	295,100	322,800	362,000	420,600
46	224,600	252,400	296,600	324,300	363,500	422,200
47	226,100	253,800	298,100	325,800	365,000	423,800
48	227,600	255,200	299,600	327,300	366,500	425,400
49	228,900	256,600	301,000	328,600	368,000	427,100
50	230,300	258,100	302,400	330,000	369,400	428,700
51	231,700	259,500	303,800	331,400	370,800	430,300
52	233,100	260,900	305,200	332,800	372,200	431,900
53	234,400	262,400	306,700	334,300	373,700	433,400
54	235,700	264,000	308,100	335,700	374,900	434,900
55	237,000	265,600	309,500	337,100	376,100	436,400
56	238,300	267,200	310,900	338,500	377,300	437,900
57	239,700	268,800	312,300	339,700	378,600	439,200
58	241,000	270,400	313,700	341,100	379,600	440,100
59	242,300	272,000	315,100	342,500	380,600	441,000
60	243,600	273,600	316,500	343,900	381,600	441,900
61	244,900	275,200	317,700	345,100	382,400	442,800
62	246,200	276,700	319,000	346,400	383,200	443,700
63	247,500	278,200	320,300	347,700	384,000	444,600
64	248,800	279,700	321,600	349,000	384,800	445,500
65	250,000	281,300	322,900	350,200	385,700	446,400
66	251,300	282,800	324,200	351,400	386,500	447,200
67	252,700	284,300	325,500	352,600	387,300	448,000
68	254,100	285,800	326,800	353,800	388,100	448,800
69	255,200	287,100	327,900	354,800	388,900	449,600
70	256,500	288,600	329,100	355,900	389,600	
71	257,800	290,100	330,300	357,000	390,300	
72	259,100	291,600	331,500	358,100	391,000	
73	260,500	292,900	332,800	359,100	391,800	
74	261,800	294,300	334,000	360,200	392,400	
75	263,100	295,700	335,200	361,300	393,000	
76	264,400	297,100	336,400	362,400	393,600	
77	265,500	298,600	337,600	363,300	394,200	
78	266,800	299,900	338,800	364,100	394,800	
79	268,100	301,200	340,000	364,900	395,400	
80	269,400	302,500	341,200	365,700	396,000	
81	270,500	303,600	342,300	366,500	396,500	
82	271,600	304,900	343,400	367,100	397,100	
83	272,700	306,200	344,500	367,700	397,700	
84	273,800	307,500	345,600	368,300	398,300	

再任 用職 員以 外の 職員	85	274,700	308,600	346,700	369,000	398,800
	86	275,800	309,800	347,700	369,600	399,400
	87	276,900	311,000	348,700	370,200	400,000
	88	278,000	312,200	349,700	370,800	400,600
	89	279,100	313,500	350,800	371,300	401,100
	90	280,100	314,700	351,600	371,900	401,700
	91	281,100	315,900	352,400	372,500	402,300
	92	282,100	317,100	353,200	373,100	402,900
	93	283,100	318,300	354,000	373,600	403,400
	94	284,100	319,100	354,700	374,100	404,000
	95	285,100	319,900	355,400	374,600	404,600
	96	286,100	320,700	356,100	375,100	405,200
	97	287,200	321,400	356,600	375,700	405,700
	98	288,100	322,100	357,100	376,200	
	99	289,000	322,800	357,600	376,700	
	100	289,900	323,500	358,100	377,200	
	101	290,700	324,000	358,700	377,800	
	102	291,500	324,600	359,200	378,300	
	103	292,300	325,200	359,700	378,800	
	104	293,100	325,800	360,200	379,300	
	105	293,800	326,200	360,800	379,900	
	106	294,300	326,700	361,300	380,400	
	107	294,800	327,200	361,800	380,900	
	108	295,300	327,700	362,300	381,400	
	109	295,800	328,200	362,800	382,000	
	110	296,200	328,600	363,300	382,500	
	111	296,600	329,000	363,800	383,000	
	112	297,000	329,400	364,300	383,500	
	113	297,400	329,800	364,800	384,100	
	114	297,800	330,200	365,300		
	115	298,200	330,600	365,800		
	116	298,600	331,000	366,300		
	117	298,900	331,300	366,700		
	118	299,300	331,700	367,200		
	119	299,700	332,100	367,700		
	120	300,100	332,500	368,200		
	121	300,400	332,700	368,600		
	122	300,800	333,100	369,100		
	123	301,200	333,500	369,600		
	124	301,600	333,900	370,100		
	125	301,800	334,200	370,500		
	126	302,200	334,600			
	127	302,600	335,000			
	128	303,000	335,400			

	129	303,200	335,700				
	130	303,600	336,100				
	131	304,000	336,500				
	132	304,400	336,900				
	133	304,600	337,200				
	134	305,000	337,600				
	135	305,400	338,000				
	136	305,800	338,400				
	137	306,000	338,700				
	138	306,400	339,100				
	139	306,800	339,500				
	140	307,200	339,900				
	141	307,400	340,200				
	142	307,800	340,600				
	143	308,200	341,000				
	144	308,600	341,400				
	145	308,800	341,700				
	146	309,200	342,100				
	147	309,600	342,500				
	148	310,000	342,900				
	149	310,200	343,200				
	150	310,500	343,600				
	151	310,800	344,000				
	152	311,100	344,400				
	153	311,500	344,700				
	154	311,800					
	155	312,100					
	156	312,400					
	157	312,800					
	158	313,100					
	159	313,400					
	160	313,700					
	161	314,100					
	162	314,400					
	163	314,700					
	164	315,000					
	165	315,400					
	166	315,700					
	167	316,000					
	168	316,300					
	169	316,700					
再任 用職 員		234,500	259,300	266,800	277,300	294,500	332,700

備考 この表は、保健所、肢体不自由児施設等に勤務する保健師、助産師、看護師
その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

（切替期間における異動者の号給）

- 3 平成十九年四月一日（以下「切替日」という。）からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給は、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（施行日から平成二十年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）

- 5 施行日から平成二十年三月三十一日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（昇給の号給数の調整）

- 6 施行日の前日において改正前の条例の給料表の適用を受けていた職員の施行日以後に

における改正後の条例第三条の二第四項及び第五項に掲げる昇給の号給数の適用については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる限度において、任命権者が知事と協議して必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

- 8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第六十一号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第一条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年宮崎県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条の二、第七条並びに第九条第一項及び第二項」を「第七条、第八条、第十条第一項及び第二項、第十四条及び第十五条（これらの規定を育児休業法第十七条において準用する場合を含む。）、第十七条、第十八条第三項並びに第十九条第一項及び第二項」に改める。

第二条第六号中「育児休業」を「職員が育児休業」に、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第三条第三号を次のように改める。

三 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障

害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第三条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の任命権者が定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

第五条第一号中「育児休業に係る」を「職員が育児休業により養育している」に、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第十一条に見出しとして「（部分休業の承認の取消事由）」を付し、同条中「第五条」を「第十四条」に改め、同条を第二十七条とする。

第十条に見出しとして「（部分休業をしている職員の給与の取扱い）」を付し、同条を第二十六条とする。

第九条の見出しを「（部分休業の承認）」に改め、同条中「終り」を「終わり」に改め、「、一日を通じて二時間（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年宮崎県条例第四十二号）第五条第一項に規定する人事委員会が定める基準に基づいて育児のための休暇を承認されている職員については、二時間から当該育児のための休暇の時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について」を削り、同条に次の一項を加え、同条を第二十五条とする。

2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第五条第一項に規定する人事委員会が定める基準による育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第八条中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第三号中「部分休業を

しようとする」を「職員が部分休業により養育しようとする」に改め、「部分休業により」を削り、「職員以外」を「当該職員以外」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え、同条を第二十四条とする。

一 育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員
第七条に見出しとして「（育児休業をした職員の退職手当の取扱い）」を付し、同条
を第九条とし、同条の次に次の十四条を加える。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第十条 育児休業法第十条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 非常勤職員

二 臨時的に任用される職員

三 育児休業法第六条第一項の規定により任期を定めて採用された職員

四 職員の定年等に関する条例第四条第一項若しくは第二項又は市町村立学校職員の
定年等に関する条例第四条第一項若しくは第二項の規定により引き続いて勤務して
いる職員

五 育児短時間勤務（育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。以
下同じ。）をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法そ
の他の法律により育児休業をしている職員

六 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようと
する時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職
員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間
勤務をすることができる特別の事情）

第十一条 育児休業法第十条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる
事情とする。

一 育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）が産前
の休業を始め、若しくは出産をしたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を

失い、又は第十四条第二号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

一 育児短時間勤務職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

二 育児短時間勤務職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

四 育児短時間勤務の承認が、第十四条第三号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

五 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の任命権者が定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

六 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態）

第十二条 育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年宮崎県条例第四十三号）第二条第七項の規定の適用を受ける職員につき次に掲げる勤務の形態（育児休業法第十条第一項第

一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。)とする。

一 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

二 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

三 任命権者が人事委員会の承認を得て定めた勤務の形態
(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第十三条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の一月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第十四条 育児休業法第十二条において準用する同法第五条第二項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。

二 育児短時間勤務職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

三 育児短時間勤務職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の特例)

第十五条 育児短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の規定の適用につい

ては、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第五項	定める	定める額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年宮崎県条例第四十三号。以下「勤務時間等条例」という。）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第三条第六項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第三条第七項	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年宮崎県条例第四十三号。以下「勤務時間等条例」という。）	勤務時間等条例
第三条の二第一項、第二項及び第四項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第五条の九第二項第二号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
第六条の七第	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第一

一 項		号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間にある場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする
第八条第四項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第八条第五項 及び第八条の 四第三項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第八条第五項 及び第八条の 五第五項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額
第八条第六項 及び第八条の 五第六項	人事委員会規則	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して人事委員会規則

（育児短時間勤務職員についての市町村立学校給与条例の特例）

第十六条 育児短時間勤務職員についての市町村立学校給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる市町村立学校給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第五項	とする	に、市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成八年宮崎県条例第十六号。以下「勤務時間等条例」という。）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「
--------	-----	--

第三条第六項	市町村立学校 職員の勤務時 間、休日及び 休暇に関する 条例（平成八 年宮崎県条例 第十六号。以 下「勤務時間 等条例」とい う。）	算出率」という。）を乗じて得た額とする 勤務時間等条例
第三条第七項	職員の給与に 関する条例	職員の育児休業等に関する条例（平成四年宮崎県 条例第六号）第十五条の規定により読み替えられ た職員の給与に関する条例

（育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例）

第十七条 育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年宮崎県条例第一号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条第二項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第七条第三項	相当する額と	相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と

（育児短時間勤務職員についての地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の特例）

第十八条 育児短時間勤務職員についての地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十三年宮崎県条例第四号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第二項	地方公務員法 (昭和二十五 年法律第二百 六十一号)第 二十八条の四 第一項又は第 二十八条の五 第一項の規定 により採用さ れた職員で同 項に規定する 短時間勤務の 職を占めるも の(第四項に おいて「再任 用短時間勤務 職員」という。)	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年 法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時 間勤務をしている職員(第四項において「育児短 時間勤務職員」という。)
	第二条第三項	第二条第二項
第四条第四項	再任用短時間 勤務職員	育児短時間勤務職員

(育児短時間勤務職員についての職員の退職手当条例の特例)

第十九条 職員の退職手当に関する条例第六条の四第一項及び第七条第四項(市町村立

学校給与条例第八条の規定により県立学校職員の例によることとされる場合を含む。）の規定の適用については、育児短時間勤務（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。）をした期間は、職員の退職手当に関する条例第六条の四第一項に規定する現実には職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

- 2 育児短時間勤務をした期間についての職員の退職手当に関する条例第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

- 3 育児短時間勤務の期間中の職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

（育児休業法第十七条の条例で定めるやむを得ない事情）

第二十条 育児休業法第十七条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- 1 過員を生ずること。

- 1-1 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員の取扱い）

第二十一条 任命権者は、育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

- 2 第十五条から第十八条までの規定は、育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員について準用する。

（短時間勤務職員の任用に係る任期の更新）

第二十二条 第六条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

（短時間勤務職員の給与の特例）

第二十三条 短時間勤務職員の給与は、任命権者が人事委員会と協議して別に定める。

第六条の見出しを「（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）」に改め、同条中「第九条及び第十条」を「第二十六条」に、「場合には、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する」を「場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た」に、「昇給日（人事委員会規則で定める日をいう。）」を「職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日」に改め、同条を第八条とする。

第五条の三の見出しを「（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）」に改め、同条を第七条とする。

第五条の二の見出しを「（育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新）」に改め、同条を第六条とする。

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第二条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年宮崎県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「ただし」の下に「、育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「任命権者は」の下に「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日設けるものとし」を加え、「これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において、」を「日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を「地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中

「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員にあつては、同条の規定によりすることとなつた短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第四条の二第一項中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

第六条第一項中「二十日（ ）の下に「育児短時間勤務職員等、」を加える。

（市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第三条 市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成八年宮崎県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「ただし」の下に「、育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「任命権者は」の下に「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日設けるものとし」を加え、「これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において、」を「日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を「地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条

例」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第四条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年宮崎県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一条中職員の育児休業等に関する条例第一条、第三条及び第八条（「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める部分に限る。）の改正規定並びに第四条の改正規定は、公布の日から施行する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する経過措置）

- 2 第一条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第八条の規定は、育児休業をした職員が平成十九年八月一日以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。
- 3 平成十九年八月一日に現に育児休業をしている職員が同日以後に職務に復帰した場合

における改正後の条例第八条の規定の適用については、同条中「百分の百以下」とあるのは「百分の百以下（当該期間のうち平成十九年八月一日前の期間については、二分の一）」とする。

（育児短時間勤務職員についての通勤手当の額の特例）

- 4 育児短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和四十五年宮崎県条例第四十四号）附則第十項の規定の適用については、同項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「育児短時間勤務職員」とする。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

- 5 職員の給与に関する条例（昭和二十九年宮崎県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に改め、同条第六項中「法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「再任用職員」に改め、同条第七項中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

第二条の三第五項中「第二条第四項、第六項及び第七項」を「第二条第五項、第七項及び第八項」に改める。

第六条の七第三項中「第二条第七項」を「第二条第八項」に、「同条第五項又は第六項」を「同条第六項又は第七項」に改める。

第六条の八中「第二条第四項又は第六項」を「第二条第五項又は第七項」に、「第二条第六項及び第七項」を「第二条第七項及び第八項」に改める。

第七条の二中「第二条第四項、第六項及び第七項」を「第二条第五項、第七項及び第八項」に改める。

（専門委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 6 専門委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年宮崎県条例第三十五号）

の一部を次のように改正する。

第一条及び第四条中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

（市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正）

- 7 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十二年宮崎県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第六項中「地方公務員法」を「再任用職員で地方公務員法」に、「占める職員」を「占めるもの」に、「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

第四条第四項第三号中「第二条第四項及び第六項」を「第二条第五項及び第七項」に改め、同項第四号中「第二条第六項」を「第二条第七項」に改める。

（地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

- 8 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十二年宮崎県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、同条第四項中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

（県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

- 9 県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十四年宮崎県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「第二条第四項、第六項及び第七項」を「第二条第五項、第七項及び第八項」に改め、同項第四号中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改め、同項第五号中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

（病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

- 10 病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成十八年宮崎県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「又は第二十八条の五第一項」を「若しくは第二十八条の五第一

項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項」に改める。

職員の自己啓発等休業に関する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第六十二号

職員の自己啓発等休業に関する条例

（目的）

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の五第一項、第五項及び第六項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業（法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（自己啓発等休業の承認）

第二条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修（法第二十六条の五第一項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（法第二十六条の五第一項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業をすることを承認することができる。

（自己啓発等休業の期間）

第三条 法第二十六条の五第一項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては二年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として人事委員会規則で定める場合は、三年）、国際貢献活動のための休業にあつては三年とする。

（大学等教育施設）

第四条 法第二十六条の五第一項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第九十一条に規定する専攻科及び同法第九十七条に規定する大学院を

含む。)

- 一 学校教育法第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第百四条第四項第二号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)

- 二 前二号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。)(奉仕活動)

第五条 法第二十六条の五第一項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- 一 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百二十六号）第十三条第一項第二号の規定により自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。)

- 二 前号に掲げる奉仕活動のほか、外国の都市等において行われる当該都市等との国際交流の促進に資する奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの
(自己啓発等休業の承認の申請)

第六条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第七条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第二条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

- 2 自己啓発等休業の期間の延長は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合を除

を、一回に限るものとする。

3 第二条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

（自己啓発等休業の承認の取消事由）

第八条 法第二十六条の五第五項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

1 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

1-1 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

（報告等）

第九条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

1 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

1-1 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

1-2 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることで、十分な意思疎通を図るものとする。

（職務復帰後における号給の調整）

第十条 自己啓発等休業をした職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員（以下「企業職員」という。）及び法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員（企業職員を除く。）を除く。）が職

務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては百分の百以下、それ以外のものにあつては百分の五十以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（退職手当の取扱い）

第十一条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年宮崎県条例第四十四号）第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての職員の退職手当に関する条例第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数（法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）」とあるのは、「その月数（法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の人事委員会規則で定める要件に該当する場合については、その月数の二分の一に相当する月数）」とする。

（委任）

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

- 2 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十二年宮崎県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の五中「又は第二十八条の五第一項」を「若しくは第二十八条の五第一項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項」に改め、同条を第十五条の六とし、第十五条の四の次に次の一条を加える。

（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）

第十五条の五 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年宮崎県条例第六十二号）

第二条の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 3 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十二年宮崎県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条の四中「又は第二十八条の五第一項」を「若しくは第二十八条の五第一項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項」に改め、同条を第十四条の五とし、第十四条の三の次に次の一条を加える。

（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）

第十四条の四 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年宮崎県条例第六十二号）

第二条の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

（病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

- 4 病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成十八年宮崎県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）

第二十五条の二 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年宮崎県条例第六十二号）第二条の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給

与を支給しない。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第六十三号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成十一年宮崎県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表一の四の項中「延岡市」の下に「、小林市」を、「高鍋町」の下に「、西米良村、木城町」を加える。

別表一の五の項中「及び南郷町」を「、日南市、北郷町、南郷町、三股町、川南町及び都農町」に改める。

別表一の六の項中「延岡市」の下に「、日南市」を、「清武町」の下に「、北郷町」を、「南郷町」の下に「、三股町」を加え、「及び高鍋町」を「、高鍋町、川南町及び都農町」に改める。

別表一の八の項中「及び都城市」を「、都城市、延岡市及び日南市」に改め、同項を同表一の九の項とする。

別表一の七の項中「及び日向市」を「、日南市、日向市及び串間市」に改め、同項を同表一の八の項とし、同項の前に次のように加える。

一の七 地方自治法による次の事務 1 第二百九十六条の五第二項の規定による協議及び同意に関すること。 2 第二百九十六条の五第五項の規定による協議及び同意に関すること。	宮崎市
---	------------

別表二の項の前に次のように加える。

一の十 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）による次の事務 1 第二十八条第一項の規定による通知に関すること。 2 第二十九条第一項の規定による届出の受理に関すること。 3 第三十条の規定による助言に関すること。 4 第三十一条第一項の規定による意見の聴取及び勧告に関すること。 5 第三十一条第二項において準用する第二十五条の規定による報告の徴収に関すること。 6 第三十二条第一項の規定による協議を行う者の決定及び通知に関すること。 7 第三十五条の規定による措置に関すること。 8 第四十一条第一項の規定による立入検査及び質問（2の事務に係るものに限る。）に関すること。	日南市
---	-----

別表二の二の項イ中「ホオジロ又は」を削り、同項6中「第九条第十二項」を「第九条第十三項」に改め、同項中「都城市」の下に「、日南市」を、「清武町」の下に「、三股町」を加える。

別表二の三の項及び三の二の項中「小林市」を「都城市、日南市、小林市」に改める。

別表六の項から六の五の項までの規定中「都城市」の下に「及び日南市」を加える。

別表七の項の次に次のように加える。

七の二 騒音規制法（昭和四十二年法律第九十八号）による次の事務 1 第三条第一項の規定による指定に関すること。 2 第三条第三項（第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示に関すること。 3 第四条第一項の規定による規制基準の設定に関すること。	都城市及び延岡市
--	----------

4 第二十二條の規定による協力の要請及び意見の陳述に関すること。		
七の三 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）による次の事務 1 第三條の規定による指定に関すること。 2 第四條第一項の規定による規制基準の設定に関すること。 3 第四條第二項の規定による規制基準の設定に関すること。 4 第五條第二項の規定による意見の聴取に関すること。 5 第六條の規定による公示に関すること。 6 第二十一條第一項の規定による協力の要請に関すること。	都城市及び延岡市	
七の四 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）による次の事務 1 第三條第一項の規定による指定に関すること。 2 第三條第三項（第四條第二項において準用する場合を含む。）の規定による公示に関すること。 3 第四條第一項の規定による規制基準の設定に関すること。 4 第二十條の規定による協力の要請及び意見の陳述に関すること。	都城市及び延岡市	
八の二 保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）による次の事務 1 第一條第一項の規定による申請の受理に関すること。 2 第一條第二項の規定による申請の受理に関すること。 3 第三條第二項の規定による申請の受理に関すること。 4 第三條第四項の規定による申請の受理に関すること。 5 第四條第二項の規定による申請の受理に関すること。	都城市	

別表八の一の項を次のように改める。

- | | | |
|----|----------------------------------|--|
| 6 | 第四条第三項の規定による申請の受理に関すること。 | |
| 7 | 第五条第一項の規定による申請の受理に関すること。 | |
| 8 | 第五条第二項の規定による申請の受理に関すること。 | |
| 9 | 第六条第二項の規定による申請の受理に関すること。 | |
| 10 | 第六条第四項の規定による申請の受理に関すること。 | |
| 11 | 第七条第二項の規定による申請の受理に関すること。 | |
| 12 | 第七条第五項の規定による免許証の返納の受理に関するこ
と。 | |
| 13 | 第七条第六項の規定による免許証の返納の受理に関するこ
と。 | |
| 14 | 第八条第二項の規定による免許証の返納の受理に関するこ
と。 | |
| 15 | 第八条第四項の規定による免許証の返納の受理に関するこ
と。 | |
| 16 | 第八条第五項の規定による免許証の返納の受理に関するこ
と。 | |

別表八の二の項の次に次のように加える。

八の三 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十四号）による次の事務 1 第二十七条の規定による受験願書の受理に関すること。 2 第三十条第一項の規定による申請の受理に関すること。	都城市
八の四 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）第二十条第一項の規定による民生委員協議会を組織する区域の設定に関する事務（民生委員協議会の数の変更を伴わないものに限る。）	都城市及び日南市

別表十二の項の次に次のように加える。

十二の二 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和五	都城市
-------------------------------	-----

十八年法律第八十二号）附則第五条第六項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第二十二條の規定による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）による次の事務 1 第八条第三項の規定による免許証の返納の受理に関すること。 2 第十一条の規定による免許証の返納の受理に関すること。		
十二の三 診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令の第一部を改正する政令（昭和五十九年政令第二百八十六号）附則第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）による次の事務 1 第一条の規定による申請の受理に関すること。 2 第一条の三第一項の規定による申請の受理に関すること。 3 第二条第一項の規定による申請の受理に関すること。 4 第三条第一項の規定による申請の受理に関すること。 5 第四条第一項の規定による申請の受理に関すること。	都城市	
十二の四 診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）による次の事務 1 第一条の二の規定による申請の受理に関すること。 2 第一条の四第二項の規定による申請の受理に関すること。 3 第二条第一項の規定による申請の受理に関すること。 4 第三条第二項の規定による申請の受理に関すること。 5 第四条第一項の規定による申請の受理に関すること。	都城市	
十二の五 医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十二号）による次の事務	都城市	

1 第三条の規定による申請の受理に関すること。 2 第五条第二項の規定による申請の受理に関すること。 3 第六条第一項の規定による申請の受理に関すること。 4 第八条第二項の規定による申請の受理に関すること。 5 第九条第二項の規定による申請の受理に関すること。 6 第九条第五項の規定による免許証の返納の受理に関するこ と。 7 第十条第一項の規定による免許証の返納の受理に関するこ と。 8 第十条第二項の規定による免許証の返納の受理に関するこ と。			
十二の六 歯科医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十二号） による次の事務 1 第三条の規定による申請の受理に関すること。 2 第五条第二項の規定による申請の受理に関すること。 3 第六条第一項の規定による申請の受理に関すること。 4 第八条第二項の規定による申請の受理に関すること。 5 第九条第二項の規定による申請の受理に関すること。 6 第九条第五項の規定による免許証の返納の受理に関するこ と。 7 第十条第一項の規定による免許証の返納の受理に関するこ と。 8 第十条第二項の規定による免許証の返納の受理に関するこ と。	都城市		
別表中十二の二の項を十二の八の項とし、同項の前に次のように加える。 <table border="1" data-bbox="188 2027 1361 2098"> <tr> <td data-bbox="188 2027 1114 2098">十二の二 歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）</td> <td data-bbox="1114 2027 1361 2098">都城市</td> </tr> </table>		十二の二 歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）	都城市
十二の二 歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）	都城市		

による次の事務 1 第一条の規定による申請の受理に関すること。 2 第三条第二項の規定による申請の受理に関すること。 3 第四条第一項の規定による申請の受理に関すること。 4 第五条第二項の規定による申請の受理に関すること。 5 第六条第二項の規定による申請の受理に関すること。 6 第六条第五項の規定による免許証の返納の受理に関すること。 7 第七条第一項の規定による免許証の返納の受理に関すること。 8 第七条第二項の規定による免許証の返納の受理に関すること。		
十三の三 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第七十号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二百二十六号）による次の事務 1 第三条の規定による申請の受理に関すること。 2 第五条第二項の規定による申請の受理に関すること。 3 第六条第一項の規定による申請の受理に関すること。 4 第七条第二項の規定による申請の受理に関すること。 5 第八条第二項の規定による申請の受理に関すること。 6 第八条第五項の規定による免許証の返納の受理に関すること。 7 第九条第一項の規定による免許証の返納の受理に関すること。	都 城 市	

8 第九条第二項の規定による免許証の返納の受理に関するこ と。	
十二の四 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十二年政 令第二百二十六号）による次の事務 1 第一条の規定による申請の受理に関すること。 2 第三条第二項の規定による申請の受理に関すること。 3 第四条第一項の規定による申請の受理に関すること。 4 第五条第二項の規定による申請の受理に関すること。 5 第六条第二項の規定による申請の受理に関すること。 6 第六条第五項の規定による免許証の返納の受理に関するこ と。 7 第七条第一項の規定による免許証の返納の受理に関するこ と。 8 第七条第二項の規定による免許証の返納の受理に関するこ と。	都城市
十二の五 薬剤師法施行令（昭和三十六年政令第十二号）による 次の事務 1 第一条の規定による申請の受理に関すること。 2 第三条第二項の規定による申請の受理に関すること。 3 第四条第一項の規定による申請の受理に関すること。 4 第五条第二項の規定による申請の受理に関すること。 5 第六条第二項の規定による申請の受理に関すること。 6 第六条第五項の規定による免許証の返納の受理に関するこ と。 7 第七条第一項の規定による免許証の返納の受理に関するこ と。	都城市

8 第七条第二項の規定による免許証の返納の受理に関するこ と。		
十三の六 理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和四十年政令 第三百二十七号）による次の事務 1 第一条の規定による申請の受理に関すること。 2 第三条第二項の規定による申請の受理に関すること。 3 第四条第一項の規定による申請の受理に関すること。 4 第五条第二項の規定による申請の受理に関すること。 5 第六条第二項の規定による申請の受理に関すること。 6 第六条第五項の規定による免許証の返納の受理に関するこ と。 7 第七条第一項の規定による免許証の返納の受理に関するこ と。 8 第七条第二項の規定による免許証の返納の受理に関するこ と。	都城市	
十三の七 視能訓練士法施行令（昭和四十六年政令第二百四十六 号）による次の事務 1 第一条の規定による申請の受理に関すること。 2 第三条第二項の規定による申請の受理に関すること。 3 第四条第一項の規定による申請の受理に関すること。 4 第五条第二項の規定による申請の受理に関すること。 5 第六条第二項の規定による申請の受理に関すること。 6 第六条第五項の規定による免許証の返納の受理に関するこ と。 7 第七条第一項の規定による免許証の返納の受理に関するこ と。	都城市	

8 第七条第二項の規定による免許証の返納の受理に関するこ
と。

別表十四の五の項に次のように加える。

18 第五十八條第二項の規定による変更の認定及び医療受給者
証の提出の請求（精神通院医療に係るものに限る。）に関す
ること。

19 第五十八條第四項の規定による医療受給者証の返還（18の
事務に係るものに限る。）に関すること。

別表中十四の七の項を十四の八の項とし、十四の六の項を十四の七の項とし、同項の前
に次のように加える。

十四の六 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第
三十二条第一項の規定による届出の受理（精神通院医療に係る
ものに限る。）に関すること。

宮崎市

別表十八の三の項中「都城市」の下に「、延岡市」を、「日向市」の下に「、清武町」
を、「綾町」の下に「、都農町、門川町」を加える。

別表十八の四の項及び十八の五の項中「都城市」を「宮崎市、都城市」に改める。

別表十八の十一の項中「都城市及び延岡市」を「宮崎市、都城市、延岡市及び日南市」
に改め、同項を同表十八の十二の項とする。

別表中十八の十の項を十八の十一の項とし、十八の六の項から十八の九の項までを二項
ずつ繰り下げ、十八の五の項の次に次のように加える。

十八の六 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）による次
の事務（岩石採取場の区域が二以上の市町村の区域にわたる場
合を除く。）

宮崎市

1 第三十三條の規定による認可に関すること。

2 第三十三條の五第一項の規定による認可に関すること。

3 第三十三條の五第二項の規定による届出の受理に関するこ

と。 4 第三十二条の五第四項の規定による届出の受理に関するこ と。 5 第三十二条の七第一項の規定による条件の付加に関するこ と。 6 第三十二条の九の規定による命令に関すること。 7 第三十二条の十の規定による届出の受理に関すること。 8 第三十二条の十一の規定による認可の取消し及び採取の停 止の命令に関すること。 9 第三十二条の十二第一項の規定による緊急措置命令に関す ること。 10 第三十二条の十二第二項の規定による措置命令に関するこ と。 11 第三十二条の十七の規定による災害防止命令に関すること。 12 第三十四条の四第一項の規定による聴聞（8の事務に係る ものに限る。）に関すること。 13 第三十四条の六の規定による採石業者に対する必要な指導 及び助言（1及び2の事務に係るものに限る。）に関するこ と。 14 第四十二条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（ 1及び2の事務に係るものに限る。）に関すること。 15 第四十二条の二の規定による国又は地方公共団体との協議 に関すること。		
十八の七 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）による次 の事務（砂利採取場の区域が二以上の市町村の区域にわたる場 合又は砂利採取場の区域の全部若しくは一部が河川法（昭和二	宮崎市	

十九年法律第百六十七号）第六条第一項に規定する河川区域（同法第五十八条の二第一項の規定により指定されたものを含む。）、「同法第五十四条第一項に規定する河川保全区域及び同法第五十八条の三第一項に規定する河川保全立体区域にある場合を除く。」）

- 1 第十六条の規定による認可に関すること。
- 2 第二十条第一項の規定による認可に関すること。
- 3 第二十条第二項の規定による届出の受理に関すること。
- 4 第二十条第三項の規定による届出の受理に関すること。
- 5 第二十一条の規定による命令に関すること。
- 6 第二十三条第一項の規定による緊急措置命令に関すること。
- 7 第二十三条第二項の規定による措置命令に関すること。
- 8 第二十四条の規定による届出の受理に関すること。
- 9 第二十六条の規定による認可の取消し及び採取の停止の命令に関すること。
- 10 第三十一条第一項の規定による条件の付加に関すること。
- 11 第三十三条の規定による報告の徴収（1及び2の事務に係るものに限る。）に関すること。
- 12 第三十四条第二項の規定による立入検査及び質問（1及び2の事務に係るものに限る。）に関すること。
- 13 第三十八条第一項の規定による聴聞（9の事務に係るものに限る。）に関すること。
- 14 第四十三条の規定による国又は地方公共団体との協議に関すること。

別表十九の項の前に次のように加える。

十八の十四 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する

各市町村（高鍋

特別措置法（平成七年法律第二号）による次の事務 1 第四条第一項の規定による申請の受理に関すること。 2 第四条第四項の規定による申請の受理に関すること。	町及び新富町を除く。）
別表十九の三の項の次に次のように加える。	
十九の四 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）による次の事務 1 第七十七条第二項の規定による認可に関すること。 2 第八十一条の規定による認可に関すること。 3 第八十四条において準用する第六条第三項の規定によるあっせん及び調停に関すること。 4 第八十四条において準用する第六条第四項の規定による意見の聴取及び調停案の作成に関すること。 5 第八十四条において準用する第六条第五項の規定による勧告に関すること。 6 第八十四条において準用する第七条第五項の規定による援助に関すること。 7 第八十四条において準用する第八条第一項の規定による適否の決定及び通知に関すること。 8 第八十四条において準用する第八条第八項の規定による公告及び縦覧に関すること。 9 第八十四条において準用する第九条第一項の規定による異議の申出の受理に関すること。 10 第八十四条において準用する第九条第二項の規定による意見の聴取及び異議の申出についての決定に関すること。 11 第八十四条において準用する第九条第四項の規定による申請の却下に関すること。	都城市

- 12 第八十四条において準用する第十条第一項の規定による認可に関すること。
- 13 第八十四条において準用する第十条第三項の規定による公告に関すること。
- 14 第八十四条において準用する第十八条第十六項の規定による届出の受理に関すること。
- 15 第八十四条において準用する第十八条第十七項の規定による公告に関すること。
- 16 第八十四条において準用する第二十九条の三第一項の規定による選任及び選挙に関すること。
- 17 第八十四条において準用する第二十条第二項の規定による認可に関すること。
- 18 第八十四条において準用する第二十条第三項の規定による公告に関すること。
- 19 第八十四条において準用する第四十一条第三項の規定による異議の申出の受理に関すること。
- 20 第八十四条において準用する第四十一条第四項の規定による異議の申出についての決定に関すること。
- 21 第八十四条において準用する第四十八条第一項の規定による認可に関すること。
- 22 第八十四条において準用する第四十八条第八項において準用する第六条第三項の規定によるあっせん及び調停に関すること。
- 23 第八十四条において準用する第四十八条第八項において準用する第六条第四項の規定による意見の聴取及び調停案の作成に関すること。

- 24 第八十四条において準用する第四十八条第八項において準用する第六条第五項の規定による勧告に関すること。
- 25 第八十四条において準用する第四十八条第九項において準用する第七条第五項の規定による援助に関すること。
- 26 第八十四条において準用する第四十八条第九項において準用する第八条第一項の規定による適否の決定及び通知に関すること。
- 27 第八十四条において準用する第四十八条第九項において準用する第八条第六項の規定による公告及び縦覧に関すること。
- 28 第八十四条において準用する第四十八条第九項において準用する第九条第一項の規定による異議の申出の受理に関すること。
- 29 第八十四条において準用する第四十八条第九項において準用する第九条第二項の規定による意見の聴取及び異議の申出についての決定に関すること。
- 30 第八十四条において準用する第四十八条第九項において準用する第九条第四項の規定による申請の却下に関すること。
- 31 第八十四条において準用する第四十八条第九項において準用する第十条第一項の規定による認可に関すること。
- 32 第八十四条において準用する第四十八条第十項の規定による認定に関すること。
- 33 第八十四条において準用する第四十八条第十一項の規定による公告に関すること。
- 34 第八十四条において準用する第四十九条第一項の規定による認可に関すること。
- 35 第八十四条において準用する第五十七条の二第一項の規定

による認可に關すること。

36 第八十四条において準用する第五十七条の二第三項の規定

による認可に關すること。

37 第八十四条において準用する第五十七条の二第四項の規定

による公告に關すること。

38 第八十四条において準用する第六十七条第二項の規定によ

る認可に關すること。

39 第八十四条において準用する第六十七条第三項の規定によ

る公告に關すること。

40 第八十四条において準用する第六十八条第二項の規定にお

いて準用する第十八条第十六項の規定による届出の受理に關
すること。

41 第八十四条において準用する第六十八条第二項の規定にお

いて準用する第十八条第十七項の規定による公告に關するこ
と。

42 第八十四条において準用する第七十六条第一項において準

用する民法第八十三条の規定による届出の受理に關すること。

43 第八十四条において準用する第二百二十二条第一項の規定に

よる報告の徴収及び検査に關すること。

44 第八十四条において準用する第二百二十三条の規定による検

査に關すること。

45 第八十四条において準用する第二百二十四条第一項の規定に

よる措置命令に關すること。

46 第八十四条において準用する第二百二十四条第二項の規定に

よる役員の改選命令に關すること。

47 第八十四条において準用する第二百二十四条第三項の規定に

よる解任に関すること。

48 第八十四条において準用する第二百二十五条第一項の規定による解散命令に関すること。

49 第八十四条において準用する第二百二十六条の規定による決議、選挙及び当選の取消しに関すること。

50 第九十七条第五項の規定による請求の受理に関すること。

51 第九十七条第六項の規定による意見の聴取及び指示に関すること。

52 第九十八条第五項の規定による審査の申立ての受理に関すること。

53 第九十八条第六項の規定による審査の申立てについての裁決に関すること。

54 第九十八条第八項の規定による認可に関すること。

55 第九十八条第九項の規定による意見の聴取に関すること。

56 第九十八条第十項の規定による公告に関すること。

57 第九十九条第一項の規定による認可に関すること。

58 第九十九条第四項の規定による意見の聴取に関すること。

59 第九十九条第五項の規定による公告及び縦覧に関すること。

60 第九十九条第六項の規定による通知に関すること。

61 第九十九条第七項の規定による異議の申出の受理に関すること。

62 第九十九条第八項の規定による異議の申出についての決定に関すること。

63 第九十九条第十項の規定による意見の聴取に関すること。

64 第九十九条第十二項の規定による公告に関すること。

65 第百条第一項の規定による認可に関すること。

- 66 第百条第二項において準用する第九十九条第四項の規定による意見の聴取に関すること。
- 67 第百条第二項において準用する第九十九条第五項の規定による公告及び縦覧に関すること。
- 68 第百条第二項において準用する第九十九条第六項の規定による通知に関すること。
- 69 第百条第二項において準用する第九十九条第七項の規定による異議の申出の受理に関すること。
- 70 第百条第二項において準用する第九十九条第八項の規定による異議の申出についての決定に関すること。
- 71 第百条第二項において準用する第九十九条第十項の規定による意見の聴取に関すること。
- 72 第百条第二項において準用する第九十九条第十二項の規定による公告に関すること。
- 73 第百九条の規定による許可に関すること。
- 74 第百十三條の二第一項の規定による届出の受理（土地改良区連合に係るものに限る。）に関すること。
- 75 第百十三條の二第二項の規定による公告（土地改良区連合に係るものに限る。）に関すること。
- 76 第百二十二条第二項ただし書の規定による許可（13、33、56及び64の事務に係るものに限る。）に関すること。

別表二十四の項中「都城市、」を削り、同項の次に次のように加える。

二十四の二 土地区画整理法による次の事務（同法第三条第一項又は第二項の規定により個人施行者（市長が個人施行者となるものを除く。）又は土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業（一の市の区域に属するものに限る。）に係るものに限る。

都城市

)

- 1 第四条第一項の規定による個人施行の認可に関すること。
- 2 第九条第三項の規定による施行者の氏名等の公告及び国土交通大臣への図書の送付に関すること。
- 3 第十条第一項の規定による規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可に関すること。
- 4 第十一条第四項の規定による規約の認可に関すること。
- 5 第十一条第七項の規定による施行者の変動の届出の受理に関すること。
- 6 第十一条第八項の規定による公告に関すること。
- 7 第十三条第一項の規定による個人施行の廃止又は終了の認可に関すること。
- 8 第十三条第四項の規定による個人施行の廃止又は終了の認可の公告に関すること。
- 9 第十四条第一項の規定による組合設立の認可に関すること。
- 10 第二十条第一項 (第二十九条第二項において準用する場合を含む。) の規定による事業計画の縦覧に関すること。
- 11 第二十条第二項 (第二十九条第二項において準用する場合を含む。) の規定による意見書の受理に関すること。
- 12 第二十条第三項 (第二十九条第二項において準用する場合を含む。) の規定による意見書の処理に関すること。
- 13 第二十条第五項 (第二十九条第二項において準用する場合を含む。) の規定による申告の受理、事業計画の縦覧並びに意見書の受理及び処理に関すること。
- 14 第二十一条第三項の規定による組合の名称等の公告及び国土交通大臣への図書の送付に関すること。

- 15 第二十九条第一項の規定による理事の氏名及び住所の届出の受理に関すること。
- 16 第二十九条第二項の規定による理事の氏名及び住所の公告に関すること。
- 17 第三十九条第一項の規定による定款又は事業計画の変更の認可に関すること。
- 18 第三十九条第四項の規定による定款又は事業計画の変更に係る事項の公告及び国土交通大臣への図書の送付に関すること。
- 19 第四十五条第二項の規定による解散の認可に関すること。
- 20 第四十五条第五項の規定による組合設立の認可の取消し又は解散の認可の公告に関すること。
- 21 第四十九条の規定による決算報告書の承認に関すること。
- 22 第八十六条第一項の規定による換地計画の認可に関すること。
- 23 第九十七条第一項の規定による換地計画の変更の認可に関すること。
- 24 第百三条第三項の規定による換地処分の届出の受理に関すること。
- 25 第百三条第四項の規定による換地処分の公告に関すること。
- 26 第百二十四条第一項の規定による個人施行者に対する検査及び措置命令に関すること。
- 27 第百二十四条第二項の規定による個人施行者の施行の認可の取消しに関すること。
- 28 第百二十四条第三項の規定による個人施行者の施行の認可の取消しの公告に関すること。

29 第百二十五条第一項及び第二項の規定による組合に対する 施行の検査に關すること。	
30 第百二十五条第三項の規定による組合に対する措置命令に 關すること。	
31 第百二十五条第四項の規定による組合の設立の認可の取消 しに關すること。	
32 第百二十五条第五項の規定による組合の總會若しくは總會 の部會又は總代會の招集に關すること。	
33 第百二十五条第六項の規定による組合の理事若しくは監事 又は總代の解任の投票に關すること。	
34 第百二十五条第七項の規定による組合の議決、選挙、当選 又は解任の投票の取消しに關すること。	
35 第百二十六条の規定による事業計画の審査の場合等におけ る県農業會議等の意見の聴取に關すること。	

別表三十四の項の次に次のように加える。

三十四の二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に關する 法律による次の事務	都城市
1 第十二条第一項の規定による届出の受理に關すること。	
2 第十二条第二項の規定による届出の受理に關すること。	
3 第十二条第三項の規定による是正命令に關すること。	
4 第五十二条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査に 關すること。	

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

都市的施設その他の都市としての要件に關する条例等の一部を改正する条例をここに公

布する。

平成十九年十二月二十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第六十四号

都市的施設その他の都市としての要件に関する条例等の一部を改正する条例

（都市的施設その他の都市としての要件に関する条例の一部改正）

第一条 都市的施設その他の都市としての要件に関する条例（昭和二十三年宮崎県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

本則第二号中「第四章」を「第六章」に改める。

（恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正）

第二条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和二十二年宮崎県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第八号イを次のように改める。

イ 幼稚園の園長、教諭及び養護教諭並びに小学校及び中学校の校長、教諭及び養護教諭

第一条第三項第八号ハを次のように改める。

ハ 大学の学長、教授、常時勤務に服することを要する講師及び助手

第一条第四項中「大学、高等学校及び幼稚園」を「幼稚園、高等学校及び大学」に改め、同項第一号中「大学、高等学校及び幼稚園」を「幼稚園、高等学校及び大学」に改め、同号イを次のように改める。

イ 幼稚園の園長、教諭及び養護教諭

第一条第四項第一号ハを次のように改める。

ハ 大学の学長、教授、常時勤務に服することを要する講師及び助手

（ふぐ取扱条例の一部改正）

第三条 ふぐ取扱条例（昭和三十二年宮崎県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二号中「第四十七条」を「第五十七条」に改める。

（ふぐ取扱条例の一部を改正する条例の一部改正）

第四条 ふぐ取扱条例の一部を改正する条例（昭和三十五年宮崎県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第九条第二号」を「第十一条第二号」に、「第四十七条」を「第五十七条」に改める。

（公の施設に関する条例の一部改正）

第五条 公の施設に関する条例（昭和三十九年宮崎県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第四宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森の項中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十二条」を「第二百三十四条」に改める。

（都市公園条例の一部改正）

第六条 都市公園条例（昭和三十九年宮崎県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二（注）一、同表付表一（注）二、同表付表二（注）一、同表付表三（注）一及び同表付表四（注）一中「大学及び幼稚園」を「幼稚園及び大学」に改める。

（宮崎県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例の一部改正）

第七条 宮崎県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例（昭和四十九年宮崎県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「第四十五条第三項」を「第五十四条第三項」に、「第五十一条の九第一項」を「第七十条第一項」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

第八条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年宮崎

県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十二条の三第一項」を「第二百二十五条第一項」に改める。

（使用料及び手数料徴収条例の一部改正）

第九条 使用料及び手数料徴収条例（平成十二年宮崎県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十五の項中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条」を「第二百三十四条」に改める。

別表第二の二百九十二の項中「、高等専門学校、短期大学及び大学」を「、大学及び高等専門学校」に、「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条」を「第二百三十四条」に改める。

（教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部改正）

第十条 教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成十二年宮崎県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の八の項中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第二百三十四条第一項」に改める。

（職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

第十一条 職員の修学部分休業に関する条例（平成十七年宮崎県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に改め、同項第三号中「第八十三条第一項」を「第二百三十四条第一項」に改める。

（宮崎県医師修学資金貸与条例の一部改正）

第十二条 宮崎県医師修学資金貸与条例（平成十八年宮崎県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第六十二条」を「第九十七条」に改める。

（宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部改正）

第十三条 宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例（平成十八年宮崎県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号ア、同項第二号イ(1)、同項第三号及び同項第四号中「第七十八条各号」を「第二十三条各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

宮崎県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第六十五号

宮崎県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

宮崎県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年宮崎県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第一号中「二万円」を「五万円」に改め、同項第二号中「五万円」を「十二万五千元」に改め、同項第三号中「十万円」を「二十五万円」に改め、同条第三項第一号中「二万円」を「五万円」に改め、同項第二号中「五万円」を「十二万五千元」に改め、同項第三号中「十万円」を「二十五万円」に改める。

第十二条の二第二項第一号中「三万円」を「七万五千元」に改め、同項第二号中「五万円」を「十二万五千元」に改め、同項第三号中「十万円」を「二十五万円」に改め、同条第三項第一号中「三万円」を「七万五千元」に改め、同項第二号中「五万円」を「十二万五千元」に改め、同項第三号中「十万円」を「二十五万円」に改める。

附則第三項を削る。

附則別表を削る。

「 二、五〇〇円

「 九、三〇〇円

別表中

四、五〇〇円
六、〇〇〇円
七、四〇〇円
八、九〇〇円
一〇、八〇〇円
一三、三〇〇円

を

一 一、四〇〇円
一 四、三〇〇円
一 七、三〇〇円
一 八、八〇〇円
一 一〇、七〇〇円
一 一三、三〇〇円

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の宮崎県心身障害者扶養共済制度条例（以下「改正後の条例」という。）第六条及び別表並びに附則第五項から第七項までの規定は、平成二十年四月分以後の掛金について適用し、平成二十年三月以前の月分の掛金については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第十二条及び附則第八項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に死亡した心身障害者に係る弔慰金及びその加算金について適用し、施行前に死亡した心身障害者に係る弔慰金及びその加算金については、なお従前の例による。

- 4 改正後の条例第十二条の一及び附則第九項の規定は、施行日以後に加入者又は口数追加加入者が申出をした場合における脱退一時金及びその加算金について適用し、施行前に申出をした場合における脱退一時金及びその加算金については、なお従前の例による。

(掛金納付の特例)

- 5 この条例の施行の際現に共済制度に加入している者及び施行日の前日において他の共済制度に加入していた者であって、施行日以後に改正後の条例第四条第二項の規定により共済制度に加入したもの（改正後の条例第十五条第一項第二号ただし書の規定に該当するため、重度障害となったが加入者としての地位を失わない者を除く。以下「改正前

加入者」という。)のうち、昭和五十五年一月一日以後に共済制度又は他の共済制度に加入した者であって、加入時の年齢が四十五歳以上であつたもの及び昭和六十一年四月一日以後に共済制度又は他の共済制度に加入した者であって、加入時の年齢が四十五歳未満であつたものに対する改正後の条例第六条第一項の規定の適用については、改正後の条例第六条第一項中「加入者(第十五条第一項第二号ただし書に該当するため、重度障害となつたが加入者としての地位を失わない者を除く。)」は、加入を認められた日の属する月から、規則の定めるところにより、加入時の年齢に応じ別表」とあるのは「昭和五十五年一月一日以後に加入した者(第十五条第一項第二号ただし書に該当するため、重度障害となつたが加入者としての地位を失わない者を除く。)」は、規則の定めるところにより、加入時の年齢に応じ宮崎県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成十九年宮崎県条例第六十五号)附則別表第一の下欄」と読み替えるものとする。

- 6 改正前加入者のうち、前項に掲げる者以外の者に対する改正後の条例第六条第一項の規定の適用については、改正後の条例第六条第一項中「加入を認められた日の属する月から、規則の定めるところにより、加入時の年齢に応じ別表」とあるのは「規則の定めるところにより、昭和六十一年四月一日における年齢に応じ宮崎県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成十九年宮崎県条例第六十五号)附則別表第二の下欄」と、「二十年以上」とあるのは「二十五年以上」と読み替えるものとする。

- 7 施行日の前日においてこの条例による改正前の宮崎県心身障害者扶養共済制度条例第五条の三第二項の規定により口数追加の承認を受けている者に対する改正後の条例第六条第二項及び附則別表第一の規定の適用については、改正後の条例第六条第二項中「別表」とあるのは「宮崎県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成十九年宮崎県条例第六十五号)附則別表第一の下欄」と、附則別表第一中「加入時」とあるのは「口数追加加入者となつたとき」と読み替えるものとする。

(弔慰金支給の特例)

- 8 改正前加入者に対する改正後の条例第十二条第二項及び第三項の規定の適用については、改正後の条例第十二条第二項及び第三項の規定中「五万円」とあるのは「三万円」

と、「十二万五千円」とあるのは「七万五千円」と、「二十五万円」とあるのは「十五万円」と読み替えるものとする。

（脱退一時金支給の特例）

- 9 改正前加入者に対する改正後の条例第十二条の二第二項及び第三項の規定の適用については、改正後の条例第十二条の二第二項及び第三項の規定中「七万五千円」とあるのは「四万五千円」と、「十二万五千円」とあるのは「七万五千円」と、「二十五万円」とあるのは「十五万円」と読み替えるものとする。

附則別表第一

加入時の年齢区分	掛 金 月 額
三十五歳未満の者	五、六〇〇円
三十五歳以上四十歳未満の者	六、九〇〇円
四十歳以上四十五歳未満の者	八、七〇〇円
四十五歳以上五十歳未満の者	一〇、六〇〇円
五十歳以上五十五歳未満の者	一 一、六〇〇円
五十五歳以上六十歳未満の者	一 二、八〇〇円
六十歳以上六十五歳未満の者	一 四、五〇〇円

附則別表第二

昭和六十一年四月一日における年齢区分	掛 金 月 額
三十五歳未満の者	五、六〇〇円
三十五歳以上四十歳未満の者	六、九〇〇円
四十歳以上四十五歳未満の者	八、七〇〇円
四十五歳以上の者	一〇、六〇〇円

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第六十六号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年宮崎県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 教育職給料表（第三条関係）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	148,800	164,400	286,300	414,500
	2	150,300	166,500	289,400	416,100
	3	151,800	168,600	292,500	417,700
	4	153,300	170,800	295,600	419,300
	5	154,900	172,800	298,400	421,000
	6	156,800	175,000	301,500	422,600
	7	158,600	177,200	304,600	424,200
	8	160,400	179,400	307,700	425,800
	9	162,200	181,700	310,700	427,300
	10	164,300	184,500	313,600	428,700
	11	166,300	187,200	316,500	430,100
	12	168,300	189,900	319,400	431,500
	13	170,300	192,800	322,300	432,900
	14	172,500	194,500	324,600	434,300
	15	174,700	196,200	326,900	435,700
	16	176,900	197,900	329,200	437,100
	17	179,200	199,700	331,500	438,400
	18	181,800	201,400	333,800	439,800
	19	184,300	203,100	336,100	441,200
	20	186,800	204,800	338,400	442,600
	21	189,300	206,600	340,700	443,900
	22	191,000	208,500	343,000	445,300
	23	192,700	210,400	345,300	446,700
	24	194,400	212,300	347,600	448,100
	25	195,900	214,000	349,800	449,400
	26	197,500	216,000	351,700	450,700
	27	199,100	218,000	353,600	452,000
	28	200,700	220,000	355,500	453,300
	29	202,400	221,900	357,400	454,600
	30	204,100	224,600	359,300	455,800
	31	205,800	227,300	361,200	457,000
	32	207,500	230,000	363,100	458,200
	33	209,000	232,800	364,900	459,400
	34	210,700	235,700	366,700	460,300
	35	212,400	238,600	368,500	461,200
	36	214,100	241,500	370,300	462,100
	37	215,700	244,300	372,200	463,000
	38	217,400	247,100	373,800	463,900
	39	219,100	249,900	375,400	464,800
	40	220,800	252,700	377,000	465,700
	41	222,600	255,500	378,700	466,600
	42	224,400	258,100	380,300	
	43	226,200	260,700	381,900	
	44	228,000	263,300	383,500	

	45	229,900	265,900	385,100
	46	231,600	268,500	386,700
	47	233,300	271,100	388,300
	48	235,000	273,700	389,900
	49	236,700	276,300	391,400
	50	238,400	278,900	392,900
	51	240,100	281,500	394,400
	52	241,800	284,100	395,900
	53	243,300	286,600	397,500
	54	245,000	289,200	398,900
	55	246,700	291,700	400,300
	56	248,400	294,200	401,700
	57	250,000	296,500	403,200
	58	251,500	299,200	404,600
	59	253,000	301,900	406,000
	60	254,500	304,600	407,400
	61	256,100	307,100	408,700
	62	257,600	309,600	410,100
	63	259,100	312,100	411,500
	64	260,500	314,600	412,900
	65	261,800	317,000	414,100
	66	263,400	319,200	415,300
	67	265,000	321,400	416,500
	68	266,600	323,600	417,700
	69	268,300	325,900	418,800
	70	269,800	328,100	420,000
	71	271,300	330,300	421,200
	72	272,800	332,500	422,400
再任 用職 員以 外の 職員	73	274,100	334,700	423,400
	74	275,400	336,900	424,200
	75	276,700	339,100	425,000
	76	278,000	341,300	425,800
	77	279,400	343,300	426,700
	78	280,600	345,200	427,500
	79	281,800	347,100	428,300
	80	283,000	349,000	429,100
	81	284,300	350,800	429,900
	82	285,500	352,600	430,600
	83	286,700	354,400	431,300
	84	287,900	356,200	432,000
	85	289,000	357,900	432,700
	86	290,000	359,600	433,400
	87	291,000	361,300	434,100
	88	292,000	363,000	434,800

89	293,100	364,700	435,500
90	294,000	366,100	436,200
91	294,900	367,500	436,900
92	295,800	368,900	437,600
93	296,500	370,400	438,100
94	297,300	371,700	
95	298,100	373,000	
96	298,900	374,300	
97	299,800	375,700	
98	300,600	376,800	
99	301,400	377,900	
100	302,200	379,000	
101	303,100	380,200	
102	303,600	381,300	
103	304,100	382,400	
104	304,600	383,500	
105	305,100	384,500	
106	305,500	385,500	
107	305,900	386,500	
108	306,300	387,500	
109	306,500	388,400	
110	306,900	389,400	
111	307,300	390,400	
112	307,700	391,400	
113	307,900	392,200	
114	308,200	393,100	
115	308,500	394,000	
116	308,800	394,900	
117	309,100	395,900	
118	309,400	396,700	
119	309,700	397,500	
120	310,000	398,300	
121	310,200	399,100	
122	310,500	399,900	
123	310,800	400,700	
124	311,100	401,500	
125	311,300	402,200	
126		402,900	
127		403,600	
128		404,300	
129		405,100	
130		405,800	
131		406,500	
132		407,200	

	133		407,700		
	134		408,300		
	135		408,900		
	136		409,500		
	137		409,900		
	138		410,500		
	139		411,100		
	140		411,700		
	141		412,100		
	142		412,700		
	143		413,300		
	144		413,900		
	145		414,300		
	146		414,900		
	147		415,500		
	148		416,100		
	149		416,500		
	150		417,100		
	151		417,700		
	152		418,300		
	153		418,700		
再任 用職 員		226,400	276,000	331,300	414,600

備考(一) この表は、中学校又は小学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

（切替期間における異動者の号給）

- 3 平成十九年四月一日（以下「切替日」という。）からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給は、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（施行日から平成二十年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）

- 5 施行日から平成二十年三月三十一日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給

された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

- 7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第六十七号

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例

教育関係の公の施設に関する条例（昭和二十九年宮崎県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

県立盲学校	宮崎市大字島之内字憶一、三九〇番地
県立都城ろう学校	都城市都原町七、四三〇番地
県立延岡ろう学校	延岡市土々呂町五丁目二、〇八五番地
県立延岡養護学校	同 松山町一番地の一
県立清武養護学校	宮崎郡清武町大字木原字山内四、二五七番地九
県立宮崎養護学校	宮崎市大字島之内字新開二、一〇〇番地
県立宮崎赤江養護学校	同 大字田吉字松崎四、九七七番地三七一
県立宮崎南養護学校	宮崎郡清武町大字木原字山内四、二五七番地六
県立日南養護学校	日南市大字風田字蔓迫四、〇三〇番地
県立都城養護学校	都城市南横市町七、〇九七番の二
同 小林校小学部	小林市大字東方三、二二六番地
同 小林校中学部	同 大字東方三、〇九四番地の二
県立延岡南養護学校	延岡市櫛津町三、四二七番地の三一

を

「

県立日向養護学校

日向市大字塩見字谷張原一一、一六一番地

県立児湯養護学校

児湯郡新富町大字日置字月待田一、二九七番地

県立明星聴覚支援学校

宮崎市大字島之内字櫛一、三九〇番地

県立都城さくら聴覚支援学
校

都城市都原町七、四三〇番地

県立延岡ととろ聴覚支援学
校

延岡市土々呂町五丁目一、〇八五番地

県立延岡わかあゆ支援学校

同 松山町一番地の一

同 高千穂校

西臼杵郡高千穂町大字三田井一、一三四番地

県立清武せいりゅう支援学
校

宮崎郡清武町大字木原字山内四、二五七番地九

県立みやざき中央支援学校

宮崎市大字島之内字新開一、一〇〇番地

県立赤江まつばら支援学校

同 大字田吉字松崎四、九七七番地二七一

県立みなみのかぜ支援学校

宮崎郡清武町大字木原字山内四、二五七番地六

県立日南くろしお支援学校

日南市大字風田字蔓迫四、〇三〇番地

県立都城きりしま支援学校

都城市南横市町七、〇九七番の二

同 小林校小学部

小林市大字東方三、一二六番地

同 小林校中学部

同 大字東方三、〇九四番地の二

県立延岡たいよう支援学校

延岡市柳津町三、四二七番地の三一

県立日向ひまわり支援学校

日向市大字塩見字谷張原一一、一六一番地

県立児湯るびなす支援学校

児湯郡新富町大字日置字月待田一、二九七番地

に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。